

税制から見た21世紀の日本の戦略

大 武 健 一 郎

関理事長 お待たせいたしました。ただいまから、今日の資本市場を考える会を開催させていただきます。

本日は、御案内しましたように、国税庁長官の大武健一郎様をお迎えして、「税制から見た21世紀の日本の戦略」という題でお話を伺うこととしております。

大武長官の御略歴はお配りしてあるとおりでございますが、昭和四十五年に大蔵省に入られまして、ここ十数年は、すべて税制中心の仕事をなさってこられました。平成十三年から主税局長を三年間務められ、証券界から要望いたしておりました証券税制について、平成十五年度及び十六年度の税制改正において画期的な改革を実現していただいたことは皆様も御存じのとおりであります。

証券税制に関して、これだけの改革が我々の望む方向に進んだことにつきましては、いつまでもなく行政の責任者としての大武局長の御尽力が大変大きかったのではないかと思います。やはり大きく日本の将来を見据えて、戦略的に税制をお考えいただいたのだと思います。

今日は、そのような税制がどのように構築され、今後またどういう方向に進んでいくのか、また、そのような税制を整備するに当たって、大きな観点から、国家戦略としてどういうことをお考えになっていたかという、少しスケールの大きいお話をしていたかとは思わないかと期待しているわけでありませう。

それでは、長官どうぞよろしくお願いいたします。

御紹介をいただきました大武でございます。高
い席から恐縮でございます。

ただいま関理事長からお話がありましたよう
に、私自身は、売上税が議論されました頃か
ら、十七年間、ずっと税に関する仕事ばかりを担
当してきました。

その間、私が一番個人的に思っていましたこと
は、税というものは、「公平、中立、簡素」が基
本であります。国家戦略に基づいた税制を持つ
ていない国はないということです。すなわ
ち、税制について、国民の皆様は御納得いただ
くためには、もちろん「公平、中立、簡素」である
ことが重要であります。しかし他方で、その国
の置かれている状況を国民の皆様は理解してい
たきながら、いかにして国家戦略を持った税制を
構築していくかということも大変重要ではないか
と思っております。これからお話しする内容は、

国税庁長官というよりは主税局長の立場からの話
が中心になりますが、私は八年前から大阪大学で
講師をさせていただいてもおりますので、今日は
どちらかというと公共政策という観点から税制の
あり方についてお話をさせていただきたいと思っ
ています。

なお、これまでほかでも講演をさせていただく
機会があり、その際には今日のようなお話をさせ
ていただいておりますので、一部に内容が重複す
るところもあると思いますが、その点はお許しを
いただきたいと思います。

一、はじめに

最初に結論から申し上げますと、今後の日本の
進むべき道を考えるならば、証券市場を透明に
し、かつ欧米から信頼される市場をつくらなけれ

ば、これからの日本は生きていけない、私はそのように思っております。そのことについて皆様にお話することを閣理事長に御了解いただきましたので、私の独断的な見解ではございますけれども、これから少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、別紙資料を御覧いただきたいと思えます。これは私が主税局長をしておりました当時三年間かけて構築をさせていただいた税制の全体像ですが、これからの日本には、三つのキーファクトがあると思えます。

第一番目は、元気なところにより一層頑張ってもらわなければ、これからの日本は世界の中で勝ち抜いていけない。第二番目は、持っている資産をできるだけ活用する。これは何も有形資産だけではなくて無形資産、知的財産、ソフトパワーも含めて、それらをいかに活用するか。そして第三

番目は、やはり普通の国になった日本は、みんなで支え合っていかなるを得ない。この三点が税制についての重要なキーファクトであると考えています。それを一枚にまとめたのが、この別紙資料です。さらに今年の問題としては、資料の一番下の「抜本的税制改革への取り組み」に示されていますように、三位一体改革や社会保障制度の見直し、財政再建の問題などと併せて、税制の抜本的改革に取り組んでいくこととされており、これについては、去年の年末に自民党、公明党の与党税調で御了解をいただいております、このスケジュールに従って、現在抜本的な税制改革が検討されているところであります。これから年末に向けてさらに議論されることとなりますが、その道筋がそこに書かれています。

今日はそのような現在の税制改革論議からやや離れて、閣理事長からもお話がありましたとお

り、少し大きな考え方についてお話をさせていただきたいと思います。レジユメと参考資料を配布させていただいておりますので、レジユメを横に置いて、参考資料を見ながら御説明をさせていただきますと思います。

二、人口減少・超高齢化社会の到来

図表1には、過去一万年前からの日本の人口変動が示されています。

日本という国は、実は一万年も昔から出生率の低下よって人口が減ったことは一度もありません。そういう意味で、二〇〇五年乃至二〇〇六年が日本の人口のピークになると思います。この一億二千七百万人のピークに達するまでを概観しますと、縄文時代以降、弥生時代にかけて水稻農耕

が普及したことにより人口が増加し始めました。さらに江戸時代の初期に新田開発等による農業社会の市場経済化によって人口増加が起ります。そして明治維新以後の産業革命、工業化によって大人口爆発が生じました。このような日本の人口について、意外と知られていないのが、明治三十三年（一九九〇年）の人口です。明治三十三年といふ年は、文化的に言えばパリ万博の開かれた年でもありますし、夏目漱石がロンドンに留学した年でもあります。いずれにしても、明治三十三年（一九〇〇年）、日本の人口はわずか四千三百八十五万人にすぎなかったのです。それからわずか百年の間に一億二千七百万人に膨れ上がりました。しかも日本の人口増加は、ほとんど移民という形態がありませんでしたので、純粋に日本人による人口増加であったという特徴があります。

図表2にありますように厚労省の推計の中位推

計では、二〇〇六年の一億二千七百七十四万人がピークとなっています。この厚労省の推計は人口問題研究所の人口動態推計に基づいて算出されています。ところが過去の年金推計を含めまして、厚労省の人口推計は、すべて低位推計に近い実績で推移してきたのが実態です。この低位推計では、特殊出生率が一・一という数字になっていました。最近、日本の特殊出生率が一・二九になったので、「一・二九ショック」ということで大変な騒ぎになりましたが、ロシアは一・一、スペインや韓国は一・二と言つた数字であり、これらの国でも出生率が非常に下がってきています。この厚労省の低位推計では、将来の日本について、特殊出生率が一・一という最悪のケースが想定されおり、二二〇〇年には、日本の人口が実に四千七百万人弱になる推計されています。わずか百年で四千三百万人から一億二千七百万人になり、また同

じように次の百年で、四千六百万人まで落ち込む。そこまでいかなくても、中位推計でも六千四百万人です。中位推計は、出生率を一・三九という比較的高い数字でみていますから、とても望むべくもないような気がしますが、実際のところは、多分五千万人位の人口になる、そんな時代になっていくわけでありませう。

もちろん、実際は、これに移民という形で人口増加が多分あるのだらうと私は思いますが、今の日本の世論では、移民について大きな数字を期待するのはなかなか難しい面があると思います。私は大学で教えていますが、私の大学の場合の例では、学生の七割まで移民に反対という態度です。現在でも、わずかずつですが移民が入ってきており、この中位推計、低位推計のいずれの場合も、現状程度の移民を織り込んだ推計になっています。

厚生省の推計では、二〇五〇年には一億人となつていますが、おそらく一億人を割つて、九千五百万から九千六百万人程度の人口になるのではないかとわれています。一億二千七百万人から、例えば約三千万人の人口が減るということは、実は、首都圏が全部なくなることと同じことを意味します。それほど大規模な人口減になるということですよ。実際は、首都圏の人口は減らずに、地方の人口が減ることになります。最悪の場合、二二〇〇年には、地方のある県では、県全体の人口が十万人を割り込むことになるような事態すら想定されています。現在の人口動態がそのまま推移すれば、そのようになるということの意味しています。

図表3は、合計特殊出生率の推移を示したものであります。

出生率が下がることは、実は過去から予言され

ていました。最近の新しい問題のようにいわれていますが、「一九七五年現象」という言葉がありまして、人口問題の関係者の間では昔から議論されてきたテーマであります。私はかつて厚生省の年金局年金課に二年間出向していた経験がありますが、ちょうどそのころのことです。当時、国民皆年金について盛んに議論されていましたが、一九七五年に出生率が一・九一になりました。「これでは年金制度は成り立たないのではないか」というようなことを当時、厚生省の方々と議論した思い出があります。「いや、平気だよ。これは晩婚化なんだよ。結婚したら平均二人子供を産む。そして女性の方は一生に一度は結婚したいと思ってる。したがって、これは晩婚化にすぎない。「クリスマススイブ」から「大晦日」に変わっただけだ。二十四歳で結婚するのがクリスマススイブだとすれば、大晦日の三十一歳に変わった

ただだから、晩婚化にすぎない」というのが当時の専門家の見解でありました。

しかしながら、この見通しは、外れたのです。もちろん晩婚化も生じましたが、非婚化あるいは子供を二人産まないという現象が少しずつ出てきています。それでも結婚した場合は、二・〇以上の出生率ですが、この数字は人口置換水準である二・〇八弱位の水準を保っていますので、むしろ、非婚化が出生率低下の大きな要因となりつつあります。したがって、非婚をいかに防ぐかが今後の大きな課題となります。女性の結婚について、一番大きく変化したのが結婚年齢であり、次に非婚化という問題であります。

図表4は、人口学、社会学の専門家であります上智大学の鬼頭宏教授が書かれた『人口から読む日本の歴史』という本から引用させていただいたものですが、私が日本の出生率は決して回復する

ことはないだろうと考えている理由を説明させていただきます。

江戸時代の人口、大正期の人口、現代の人口が示されています。もちろん江戸時代の人口については、ごく限られた村の話であるという制約はありますが、この図表の右側の「妻」という欄を御覧いただきたいと思います。大正期の結婚年齢は二十一歳、第一子出生が二十三・五歳、そして末子を産むのが三十五・五歳です。末子が成人になるのは、当時は大体十五歳で働きに出ましたから、十五年経過したところで末子が成人になると想定しますと、五十・五歳になります。死亡年齢が六十一歳ですから、「妻」は、子供が独立してから自分が死ぬまでが十・五年あり、配偶者が死亡してから三・五年あったわけです。これが大正期の実態でありました。

ところが、現代の欄を見てください。結婚年齢

が二十六歳、第一子出生二十七・七歳、末子を産むのが三十歳、末子の成人年齢を二十年と考えますと、末子が成人するときの年齢は五十歳になります。そして死亡年齢が八十二・七歳です。これを大正期と比較しますと、出産期間が大正期の十四・五年から現代は四年になり、脱扶養期間が大正期の十年から現代の三十二・七年に延びています。

これは何を意味するかといいますと、大正期において、出産期間が十四・五年であるということは、年齢差が十歳以上違う兄弟（姉妹）を持つていたことを意味します。ところが、現代は、結婚から末子出生までの出産期間が四年ですので、第一子出生と末子の年齢差はわずか二・三年しかありません。続けて二人産んで出産を終わってしまう、ないしは一人っ子しか産まない。これが現代の実態であります。

そのことが何を起こすかといいますと、多分皆様方は、最近の若い職員はほとんど上司と口をきかない、会話ができないと思っておられるはずです。私たちの職場でも「三言（みこと）調査官」という言葉があります。税務調査に行くと、「こんにちは」「お昼に「ちょっと（食事に）出てきます」「さようなら」、この三言しかしゃべらない。これは大問題ではないかとよく議論しているのですが、そういう意味では、兄弟間の会話を学んでいない、喧嘩したこともない、そして、ある一定の年上の人間というのは親しか知らない、これが実態だということでもあります。

しかも子供を扶養し終わってから、妻の余生が三十二・七年もありますので、働き詰めだった夫が定年後に家に戻ってきて、さあ一緒に生活しようと思ったときに、あと三十年以上もこんな人と一緒に生活できないという感情が妻の側には昂じ

てくるようです。これが御存じのとおり、「新たな成田離婚」といわれるものです。せっかく退職して海外旅行に行っても、こんなにおもしろくない人とこれから一生を過ごすのは嫌だといって離婚する。事実、七十万組が結婚して三十万組が離婚しています。ただ、日本の離婚が増えていのは、高年齢になってからの離婚です。アメリカの場合には、若いときに結婚して、すぐ子供を一人つくって、すぐ離婚して、また次の人と結婚して、また子供を産んでいます。もしこのようなことが始まれば、日本も出生率が戻ります。スウェーデンのように晩婚化だから、婚外子を認めれば子供の人口が増えるなどということは、本当はあり得ません。スウェーデンでも、また出生率は落ちてきています。

一番出生率が高いのはアメリカであり、アメリカは人種に関係なく出生率が高いのです。これ

は、十代で好きになったらすぐ結婚して子供をつくる、嫌になったら同居生活はしないから別れる。そしてまた次に結婚して、また子供を産む。次々と一人一人愛した人との間に子供をつくっていくというのがアメリカ社会です。こんなことは日本ではとてもできないと思います。いずれにしても、このような姿が現在の日本の実態である以上、残念ながら、そんなに簡単に出生率が回復するとは思えないということです。

死亡の場所別に見た死亡数の調査によりますと、一九六〇年頃には、七割の方が「自宅死亡」でした。私の祖父も祖母も、まさにこれでありました。ところが今や二〇〇二年の自宅死亡は一三・四％にすぎません。しかもこの数字には、突然死や交通事故も含まれていますので、実際は、ほとんど大部分の方は、「自宅以外」、いいかえれば病院で死亡されているわけです。

私はよく大学で学生にこのように話しています。『今のお年寄り、ほとんど大して年金の保険料を払っていないのに年金をたくさんもらっている。僕ら（学生）は保険料ばかり払わされて年金をもらえない。これは、けしからん』と若い世代のひとはいうけれども、その考え方は間違っている。今のお年よりは、自分の保険料を払った以外に自分の親の死亡まで面倒を見た。医療費の四割は終末医療のために支出されているが、今のお年よりは、その終末医療の部分を自宅で自分たちが負担した。しかし、現在は自宅で死亡することはほとんどなく、病院で看護婦さんに看取られて死ぬケースが大多数である。こういう実態を考えるときには、子供を産んでおいても何も得はないように思われるので、むしろ親しくすべきは医者と看護婦ということになりはしないか。」

これは本当に実態なのです。麻生総務大臣は、

麻生セメントの経営者でいらっしゃるのですが、その会社に麻生病院というのがあります。麻生大臣が政調会長時代によくその病院の話をしておられました。

実は、ペイオフが実施になるといったら、病院に入院しているおばあさんが看護婦さんを通じて、「麻生さんにぜひ聞いて欲しい。絶対つぶれない銀行はどこどこか。あわせて、できれば病院に貸し金庫をつくって欲しい。お金は払うから貸し金庫をつくって欲しい。」銀行を三行位教えて欲しいというのですから、一行千万円の三つで、三千万円位持っているでしょうね。「何故ですか」と聞いたたら、そのおばあさんは、「それをお子に渡したら取られてしまうから、絶対子供には見せない。したがって、貸し金庫を置いてくれ」という話をするというのです。看護婦さんだけが頼りで、看護婦さんに預けに来る。看護婦さ

んは、それを山のように抱えてしまって、盗まれたら大変だということで、それで麻生さんに病院に貸し金庫をつくってくださいという話になっているというわけです。

私は、特別養護老人ホームにも時々行きますが、ある意味で、まったくそこでも同じ事態です。普段お見舞いに来る人が少ない方ほど、亡くなったとき、いろんな人が押しかけてきて、財産は幾らあるのだと聞いてくるというのが大体実態であるようです。

こういふ状況を見れば、子供を持つておくことは何も得ではないということを肌身で子供たちが感じ始めていると思います。大学で教えていて驚きますのは、女子学生が「私は今度婚約しました。まだ学生ですから、彼と一緒に社会に出るから結婚します。ただ、条件は一つ。子供をつくらないこと。それを彼が承諾してくれたので彼にし

ました」というのです。やはり、これは、残念ながら女の人の働く場がしつかりしていないことに原因があります。国税庁では、新入職員の三割が女性ですから、男女雇用機会均等法を持ち出すまでもなく、いかに育児期間中の女性に引き続き働いてもらうか、その後のケアをどうするかという課題に取り組んでいます。特に女子職員は八割が社内結婚であり、女性が困ることは配偶者の男性の方にも響きますので、職場の活性化のためにも取り組んでいます。これも容易なことではなさそうであります。

その結果何が起きているか。図表5にありますように、一番ショックなのは男性の姿であります。左側の数字が男性の年齢別未婚率の推移を示していますが、四十五から四十九歳の人たちの未婚率は、二〇〇〇年では十四・六％です。実に百人中十四・六人が独身だということを示していま

す。例えば一九六〇年には、四十五から四十九歳の人たちの未婚率はわずかに一・四%でした。百人中一・四人しか独身でなかったのが、今や十四・六人になっていきます。四十から四十四歳の人たちの未婚率は、五年前の一九九五年は十六%位だったのですが、二〇〇〇年は十八・四%に上がっています。今後、この数字が二ポイント落ちたととしても、十六・四%ですので、二〇〇五年には、四十五から四十九歳の独身者は十五人を超えるということになります。ということは、この男の人たちは、百人中十五人位一生独身を続けるだろうということを意味しています。このような事態が深刻なのは主に地方です。最近は外国から花嫁を募って、結婚するという事例も増えていますが、そのようにしてやっと未婚率がこの数字にとどまっているのが現状であります。他方、女性の未婚率も確かに多いですけども、四十五から四十九歳の

女性の未婚率は一九六〇年に二・一%でしたが、二〇〇〇年は六・三%にとどまっています。女性の未婚は、ある意味では、いわゆる「せいたく未婚」といわれるものが多いのです。これは、はっきりいいますと、父親が甘やかして、パラサイトシングルで、「つまらない男性と結婚するぐらいなら、嫁に行かなくていい。結婚してもいつでも戻っておいで」これであります。この場合の独身というのは、一度も結婚したことのない人と定義されており、この意味での独身者が男性については百人中十五人いるというのが実態だということです。

その結果、今何が起きているか。二〇〇〇年の世帯人員の調査結果の数字では、六十五歳以上で夫婦のみの世帯が三〇・九%であり、そして六十五歳でひとりで住んでいるという世帯が二三・八%、施設に入っている方が四・七%、これらを合

計するとほぼ四九・四％になります。現時点の二〇〇四年では、この数字は五割を軽く超えていると思います。したがって、六十五歳以上で子供と同居するということが一切なく夫婦だけ、ないしは一人という世帯が半分以上を占めるというのが現在の実態なのです。

三、家計貯蓄率の大幅ダウン

(1) 家計貯蓄率の推移と現状

以上申し上げましたが、一体何を起こすことになるのが、今日のお話の一番のメインテーマになります。

図表6は高年齢者の貯蓄率を示していますが、その年齢別、階層別貯蓄率を御覧いただきたいと思います。平成十四年家計調査によりますと、現在でも日本の勤労世帯は世界でも冠たる貯蓄率の

国であります。特に三十から三十九歳を見ますと、貯蓄率は三三・三％であり、三分の一を貯蓄しています。もちろんこれには、年金保険料などの保険料も含んでいますけれども、約三分の一を貯蓄に回していることでもあります。六十歳以上でも、勤労世帯の場合には、なお一四・五％も貯蓄をしています。

ところが、六十歳以上の無職世帯は、今申し上げた六十五歳以上で夫婦のみ、ないしは単独世帯の方は、かなりこれに該当してくると思います。が、マイナス二六％の貯蓄率、いいかえれば、過去の貯蓄をどんどん取り崩して生活している世帯があるということです。世帯主六十歳以上の無職世帯の貯蓄率の推移をみますと、平成九年の貯蓄率がマイナス九・九％であったのが、今やマイナス二六％になっています。さらに全世帯に占める世帯主六十歳以上の無職世帯の割合は、実に二二

%にもなっています。勤労世帯は着実に貯蓄するけれども、無職になると過去の蓄積をどんどん取り崩して生活することになる。このような貯蓄行動については、いろいろな解釈がなされていますが、一番多く説明されているのは、先ほど申し上げた死亡の場所との関係です。つまり、子供が面倒を見てくれないのだから、夫婦二人で蓄えを使ってしまおう。子孫に美田など残さないというのが一つの理由だといわれています。

しかし、このことは、世界に冠たる家計貯蓄率を誇っていた我が国が、高齢化によって、いよいよ貯蓄率の低下が避けられない国になったことを意味しています。貯蓄率の低下の原因は、単に景気がいい悪いだけの話ではないのです。

図表7には、貯蓄率及び六十五歳以上の人口の割合の推移が示されています。

先ほど、一九七五年に女性の出生率が一・九一

に落ちたという「一九七五年現象」の話をしましたが、一九七五年頃を境にいろいろな数字が変化します。貯蓄率も、この年の二三・一%をピークにして、その後一辺倒に右下がりになってきています。二〇〇二年には六・二まで落ちており、二〇〇三年は多分五%以下になるのではないかとわれています。図表7のグラフは、六十五歳以上人口割合と貯蓄率がきれいに逆相関になっていることを示しています。

図表8は、貯蓄率の推移の各国比較を示したグラフです。これを御覧いただきますと、フランス、ドイツは、今でも家計貯蓄率は一〇%を回っています。イギリスは上がったりがったりしていますが、二〇〇三年はおそらく日本とイギリスが逆転するのではないかとわれています。アメリカだけは、皆様もよく御存じのとおり貯蓄率の非常に低い国です。しかし、アメリカは別に

高齢化によって貯蓄率が下がっているというのではなく、移民国家であり、若い国ですので、貯蓄率が低いことの要因は全く別のもの、すなわち、消費者ローンや住宅ローンなどによるものです。このような要因によってアメリカは低い貯蓄率の姿になっているだけです。したがって、今や日本という国は、これまでのような高い貯蓄率を基礎にして成り立つ国ではなくなったのだという認識をもっと広げていかなければならないと思っております。

(2) 家計貯蓄の有効活用の要請——「貯蓄から投資へ」

図表9は、証券界の皆様はよく御存知の個人金融資産残高の推移を示しています。一九九九年の千四百二十五兆円が個人金融資産残高のピークでした。その後、特に二〇〇二年度末は、皆様の御

記憶にあるように株価が非常に下がったときであり、その影響もあつて、個人金融資産残高は千三百六十九兆円となつて、千四百兆を割り込みました。昨年度は、株価が上がってきましたので、千四百十兆円台を回復しましたが、もはやフローで家計貯蓄が増える時代は終わつたといえます。いかにえれば、株式が増えるか増えないか、株価が上がるか上がらないかによって、個人金融資産残高が増えるどうかが決まる時代になつたことを意味しています。

図表10は、アメリカの個人金融資産残高を示したグラフです。アメリカは二・三%という非常に低い貯蓄率であるにもかかわらず、個人金融資産残高は、直近の二〇〇一年—1Qでは、三千六百九十二兆円になっています。もちろんこの数字は為替レートや株価の変動の影響を受けますけれども、それでは、なぜアメリカは一九九五年頃から

こんなに急速に個人金融資産残高が増えてきたのか。これはひとえにアメリカのニューヨーク証券市場の株価が上がったからであります。そのことよって個人金融資産が増えたのです。したがって、これは証券界の皆様方には釈迦に説法でありますけれども、アメリカという国にあつては、株が上がること、あるいは下がることは個人家計を直撃するということを意味しています。

ところが日本は全くそうではないのです。図表11は、個人金融資産の国際比較を示しています。これをみると、日本は、二〇〇三年末では、千四百十兆円の個人金融資産のうち、株式はわずか七・四%にすぎません。五五・九%が現金・預金です。それに対してアメリカは、三三・四%が株式であり、イギリスは一・九%、ドイツは日本に近い形ですので九・六%、フランスは二三・六%となっています。イギリスは少し独特で

して、「保険・年金準備」が五三・四%と大きくて、これが圧倒的シェアを占めているのですが、いずれにしても国際比較をすれば、日本はこのような姿になります。

アメリカは、フローでの貯蓄率は低いけれども、株式で資産が運用された結果、株式の値上がり益をそのまま個人家計に吸収することができ、結果として個人金融資産残高が増えています。ところが日本は、株式は七・四%しかないので、残念ながら株が上がるのが下がるのが、ほとんど株の影響は受けない。したがって、株が下がったときも、企業や金融機関からは悲鳴が上がりましたけれども、個人からはほとんど悲鳴が上がりません。しかし、これから貯蓄率が上がらなくなる時代においては、株式・証券を企業や金融機関だけが持っていたのでは、個人の家計貯蓄が増えませんが、今後の経済を主導していくのは、個人の消費

であって、その部分をないがしろにするわけにはいきません。そういう点でも個人に株式・証券を持つてもらい、もう少しそのシェアを上げる必要があります。アメリカ並みというわけではありませんけれども、現状の株式・証券のウエイトでは現金・預金と比べて資産選択として余りにも歪んでいる、これが私の一番の印象であります。

このため、税法改正の中で最初に「老人マル優」を廃止させていただきました。そして次の年に証券税制について、特に一般の個人がアプローチしやすい証券税制に改正させていただきました。従来から大量に個人で株の売買をやっていた方にとって必ずしもこの改正がよかったかどうか、あるいは特定口座そのものについてもいろいろ御議論があることも聞いておりますけれども、これからは一般の個人、特に学生、若い人たちに株式をある程度保有してもらい、配当であれ

譲渡益であれ、そういうことに関心を持つてもらわない限り、人口減少という状況の中で日本経済が自力で立ち上がることはできない、このような認識を持つてもらわなければならないことが、「貯蓄から投資へ」の私の解釈であったわけです。

これまでは、一義的には株式を持っていた企業と金融機関だけが、日本経済の発展のベネフィット（恩恵）を享受することができました。その恩恵の一部は、従業員として大企業で働いている方には還元されたかもしれませんが、一般の個人については、ストレートなパイプを通じては還元されなかったと思うのです。しかし、これらの社会においては、アメリカまでとはいわないにしても、せめてイギリスぐらいの水準まではシェアを拡大していくことが必要であろうと思います。一般投資家の方が株式を購入し、長期間（途中で売却してもいいのですけれども）保有し

ていくことを通じて、若い人にとって株というものが人生の中でしっかりと位置づけられるような時代になるのではないかと思っています。

(3) 資金不足の時代へ

しかも、図表12にありますように、今や日本では「部門別資金過不足」の統計でみて、二〇〇二年の家計部門の資金超過額はGDP比で一・三%にすぎません。そこには書いてありませんが、二〇〇三年の確定値では〇・五%まで下がっています。これまで我々が学校時代に習ったことは、個人が一生懸命に貯蓄をして、それを企業が借りて設備投資に回して、さらに資金を有効活用することによって日本経済が発展してきたということでした。ところが、今や企業が貯蓄をしており、個人はむしろぎりぎりゼロに近い水準にあって、借りているのは政府と海外部門であるという姿に

なっています。このように日本経済を牽引するべきはずの企業が設備投資に資金を回さないで、貯蓄超過になっているということは、景気がよくなるはずがないのです。

図表13は、設備投資と減価償却の推移を示したものです。法人税減税か、それとも研究開発減税、設備投資減税かという議論がありました。このグラフを見て、結果として、私たちの選択は間違っていないと確信した次第です。この図表は、棒グラフが新規の設備投資額、折れ線グラフが減価償却費です。バブルの時代、特に一九九一年（平成三年）の頃には、六十四兆円の設備投資をしました。減価償却が三十七兆一千億円ですから、巨額の追加的な純投資を行ったことになりました。これは地価が上昇したことに起因するものだと思いますが、金融機関も一生懸命に貸出しをしていた時代です。ところが現状は、特に二〇〇二

年は設備投資額が二十九兆七千億円に対し、減価償却が三十九兆円です。この差額はマイナス九兆三千億円となりますが、ネットでこれだけのマイナスの設備投資を行ったということになります。

これでは二〇〇二年の経済が立ち直るはずがない。だから一定の期間の限定は設けていますが、特にバブル崩壊後に急速に発達したITを中心に、中小企業まで含めて一層新たな設備投資を行っていただきたいという目的で、設備投資減税を実施しました。

さらに日本は、後でお話しますが、研究開発立国を目指すしかないというのが私たちの考えであり、いずれにしても日本という国は、今まで常識として考えてきた人口は右肩上がりが増え、商品は右肩上がりで売れる、そして日本は過剰貯蓄だからもつと消費を拡大しなさいといってアメリカから迫られたような時代とは、百八十度転換した

国になり始めていると思います。個人部門が「資金不足」になる時代になってきていると思っております。

現在、個人所得税については、恒久的減税として国税で二十五万円を限度に定率減税が適用されています。しかし、消費税をこれから上げていくとすると、所得のある勤労世帯に対する減税をそのままにしておいて、全部最初から消費税で負担をお願いしますという考え方は、このように貯蓄率が急激に低下している中では、なかなか説明が難しいと考えています。現在の減税をすべてやめなくてもいいです。少なくとも景気対策でやってきた所得税減税を一部見直して、それから初めて消費税の議論に入れるのではないかと考えています。

私は消費税の議論には、三つ条件が要ると思っています。第一に、日本経済がよくならなければ

ば、消費税の引上げはできるはずがありません。第二に、今申し上げた恒久的減税のような景気対策で実施している所得税減税について、どこまでかは別として、住民税に移してもいいですけどども、何らかの方法できれいな形にしなければなりません。そして第三に、消費税の益税をなくさなければなりません。益税の問題については、個人事業者の場合についても、来年の一月から課税最低限を三千万から一千万円まで引き下げる、すなわち免税業者となる課税基準を下げることになりませんが、国税庁にとっては新たに一五〇万人位の個人事業者が消費税の納税義務者に加わりますので、税務行政上は大変な事態になっています。国税庁では現在全力を挙げてこの問題に取り組んでいるところですが、いずれにしても、これらの課題をクリアして初めて消費税の引上げ論議が俎上に上ることになるといのが去年の年末頃の議論

でありました。

四、グローバル化の進展とアジアの発展

(1) 日本のグローバル化

そこで、日本経済としては、今後どのようにして人口減少社会の中で生きてゆく道をつくるかということが大きな課題となりますが、これから申し上げますことは私のまったくの私見になりますけれども、それが今回の税制改正に当たっての私の考えの背景になっております。

図表14を御覧下さい。私はこの表を一九九一年以来ずっと説明してまいりました。実は一九九一年（平成三年）十二月に日本にとって大変なことが起きたのです。一九九一年十二月、すなわちソ連の崩壊であります。この図をお見せしたのは、

世界の人々はこの地図で地球を見ています。皆様方はリーダーでいらつしやるのでそのことを当たり前に思われるかもしれませんが、一般の方々とお話ししますと、変な地図ですなといわれるのです。真ん中にグリニッジ天文台があつて、日本はまさに極東に位置しています。何故この図表をお見せしたか。戦後を振り返りますと、一時、終戦直後は、日本の新聞紙上では日本を牧畜国家にしようという議論がなされていたのですが、一九五〇年の朝鮮動乱が起きるその前から米ソ冷戦がまびすしくなり、一変して日本に重厚長大型産業をつくるように占領政策が変更になりました。それは、ユーラシア大陸に対して、中曽根元総理がいわれたとおり、日本は防共列島として位置していたことが背景にあります。ちょうど同じようにアメリカ大陸の下にキューバがあり、ソ連が突きつけた匕首のような位置でした。これがケネディ

大統領時代のキューバ危機につながるわけですが、日本もまた米ソ冷戦の中で、ある意味では地政学的に有利な位置を占めてきたともいえます。ところが、一九九一年十二月にソ連が崩壊することによって、その位置がげ落ちたのであります。

図表15は、円ドル為替レートの推移を示しています。御存じのとおり、日本は戦後永く三百六十円という為替レートに設定されてきました。ただ、これも念のためにお話ししておきますと、沖縄だけは戦後すぐに百二十円になりました。それはなぜかというと、沖縄は輸入しやすい為替レートにするためであり、意図的に百二十円という水準に設定されました。本土は三百六十円だったので、GHQの指令書の中に、日本において輸出による重厚長大産業を育成しよう、戦艦大和をつくった技術によって日本を発展させようという意

図がはっきりと残っています。

ところが、それが崩れ始めたのが七一年十二月のスミソニアン合意です。このときに一ドルが三百八円になりました。その後、変動相場制に移行し、カーター大統領がドル防衛政策を打ち出すこととなります。一九八五年にプラザ合意ができるのですけれども、この時期は、ソ連ではゴルバチョフ大統領が登場して、いよいよ米ソ冷戦が終わりかける時期に当たっています。当時は、アメリカ自体が日本の経済力の陰に隠れて、このままでは日本によってアメリカ経済が潰されるのではないかと言われ始めた時代でもあります。さらにルーブル合意があり、一九九一年（平成三年）十二月にソ連が瓦解するや否や、御存じのとおりクリントン大統領の円高容認発言によって、一時七十九円七十五銭までの円高になるわけでありま

す。

図表16では、このような状況の背景を示しています。これらの歴史的背景が、そのまま日本の財政状況につながっているということでもあります。平成三年十二月、すなわち九一年十二月までは、日本は超好景気でありました。非常に好景気であり、その間には消費税も創設されましたけれども、いずれにしても、財政状況は改善して、特例公債から脱却するということまで来ました。ところが、ソ連解体の翌年、平成四年八月、すなわち九二年八月以降は、総合経済対策や緊急円高経済対策等が矢継ぎ早に打ち出されるようになりま

す。その結果、歳出は急激に膨張し、他方、歳入は所得税、法人税の大減税が行われました。これによって、今や四十万円しか稼げない者が八十万円を消費するとよく喻えられるような財政体質にまでなってしまうわけがあります。しかし、この期間についてはいろいろ問題はあ

いわば戦後の後始末の時期を経たことになるのではないかと私は個人的には思っていますが、それを経て、いよいよ今、日本は新しい時代に向かって動き出し始めているのだらうと思います。

図表17には、日本の円高によって何が起きたかが示されています。右側の「輸入」の欄を見てください。一九八五年は、まさにプラザ合意の年でありますけれども、日本の輸入の一位から十位までは、すべて一次産品です。ところが二〇〇〇年あるいは二〇〇二年を御覧いただきますと、上位十品目のうちの五品目は加工品です。特に、科学光学機器や音響映像機器、半導体等電子部品などが海外で生産され、日本にはそれらの半製品も含めて輸入されているということです。

この結果、海外生産比率についても、海外進出企業ベースでは、もはや四割に近づいており、国内全法人で見ても二割に近づいてきています。こ

れが実態であります。一般に「製造業の空洞化」といわれる現象です。その背景には、海外の方が人件費が安く、さらに土地代も二桁も安いという要因があるわけですが、冷静に考えれば、アジアの主要都市へ流れていくのは当たり前であるともいえます。特に、日本は円高が発生したときには常に過剰流動性になりました。介入のために円を売ってドルを買い上げる結果、一時的にせよ円が市中に溢れます。その円は、もちろんタイムラグを経れば日銀の買い入れ等によって消えていくのですけれども、一時的にせよ滞留することによって、短期資金が流れ込むこととなります。そのお金がどこへ向かったかといえば、変動相場制以降の最初の円高のときは、「列島改造」ブームが生じて、日本中の地価が上がりました。次に、プラザ合意以降においては、日本中に未曾有の地価騰貴が起きました。そして九一年十二月のソ連崩壊

によって急速に地価が下がり出しました。それまでは、特にココム規制により輸出入さえ抑えられていた共産圏へ投資をするなどということは考えられなかったのです。したがって、国内にしか工場立地のための用地がありませんから、結局狭い国土の中で多数の人口がひしめき合うという状態だったのです。特に、土地利用規制が非常に厳しく、限られた土地の中で、土地こそ安全な商品であるという考えが根付き、金が余ると土地にシフトしたのです。ところが一九九一年十二月にソ連が崩壊し、九四年三月にはココム規制が撤廃されました。これにより、北京や香港などの国・地域が、日本と地続きのように投資もできれば輸出入もできる土地として登場してきたのです。したがって、経済学でいう「要素価格均等化原理」を持ち出すまでもなく、日本の地方に工場をつくるよりも、中国に進出していく方が有利であるとい

う動きが急激に進展したのがこの時期であります。

(2) アジアの経済成長——「アジアは一つ」

ところが、現在は、少し状況が変わってきています。中国から日本に戻りつつあります。これは何故だろうか。実はここに大きな鍵があると私は思っております。もう一度図表14を見てください。実はこの世界地図については、これまでは米ソ冷戦の中で日本の特殊な位置付けを示すものであるというのがこの地図の読み方だったので、これからの日本の読み方は違ってきます。

皆様方もよく御存知の岡倉天心という方がいます。彼は今日の東京芸術大学、昔の日本美術学校を創設された方であり、ボストン美術館の初代日本館長でもありました。一時切手にもなっていました。この岡倉天心は、横浜の貿易商の息子に

生まれたために、英語を先に習った結果、漢字は読めないけれども英語はできるといふ育ち方をした人です。岡倉天心は、フェノロサと一緒に日本の美術革命をやったり、今日のような新しい日本画をつくろうとしたり、いろいろの功績を残したのですが、日本美術館長としての経歴から、彼は「アジアは一つ」ということを唱えました。よく

お聞きになる言葉だと思います。これがその後大東亜共栄圏となつて、日本の太平洋戦争を位置づけたように誤解されたりしたのですが、ひもといっていただけば、岡倉天心はもともとそんなことをいったのではありません。この世界地図なのです。要は、日本という極東の地域は、欧米人から見るとアジアは一つとしてしか見ていないよ、という意味であつたわけです。したがつて、ボストンから見た、あるいはロンドンから見た、そしてインドにも行つた。欧米人は、アジアという市

場を一つとしてとらえているんだ、そのような意味だつたのです。

もちろん、現在はそうではありません。むしろ欧米の投資家は、アジアも地域別に見ているようになっていますが、しかし当時はアジアは一つとして見ていた。アジアに日本が隣接しているメリットが極めて大きくなつていくということに、ぜひ気づいていただきたいと思います。

というのは、日本という国は特異な成長を遂げた国です。世界の中で、アメリカ、オーストラリア、カナダの三カ国、あるいはブラジルもそうですが、すべて移民国家です。移民国家であるとともに、ヨーロッパの資本を受け入れて成長しました。自分たちだけで大きくなつた国ではありません。同じように、現在中国もインドも非常に成長を遂げてきていますが、自分の国、国民の力だけで大きくなつていくわけではありません。世界の投

資を受け入れて大きくなってきているのです。

ところが、日本だけは不思議なことに今日まで、ほとんど外国の投資を受け入れないで成長してきた唯一の国だろうと思います。もちろん借金は受けました。皆様もよく御存じのベアリングズ証券は、知日企業で有名な証券会社であり、この会社が日本の投資で失敗するというのは非常に印象的な出来事であったわけですが、このベアリングズ社などを通じて日露戦争の資金を調達したり、その後も外債による借金を受けましたが、ほとんど外国の投資は受け入れていません。それはなぜか。いろいろな理由があると思いますが、一番大きな理由は、やはりアジアは一つということから、日本以外にアジアに魅力ある市場がなかったからです。明治時代に、本当に日本以外の国・地域に投資するようなことが想像できませんでしょうか。あるいは大正、昭和の初期におい

ても、中国は清国が大混乱になって、東南アジアに至ってはさらに投資先としては考えられなかった。そのような状況の中で、日本の人口は四千万人位しかなかったのですから、そんなところにわざわざ投資するよりは、金を貸す方がベストだ。これが借款しかなかった理由だろうと思います。

そして同時に、日本は勤儉貯蓄に励んだわけですが、御存じのとおり三島由紀夫、あの平岡公威さんが、大蔵省に入省して最初に勤務したのは貯蓄奨励官室です。まさにあのような優秀な方が、貯蓄奨励官室で一生懸命貯蓄奨励、貯蓄奨励とやっていたわけです。そういう意味では、日本はまさに特殊な国といえるのです。

アジアの世界に占めるGDPの比率では、日本、インド、中国、ASEANプラス4、NIEs、これらを全部足して約二五%であり、世界のGDPのおおむね四分の一がアジアで産出される

ということになります。そして同時に、急速に成長しているのもこの地域であります。したがって、欧米各国からはアジアは非常に魅力ある市場になってきたということになります。

(3) 欧米の結節点としての日本の役割

① 対日投資促進の要請

ところが、ぜひ知っていただきたいのですが、図表18を御覧いただきますと、日本の対外直接投資は、ストックでは三十五兆九千億円あります。もちろん最近は一、九九〇年頃の円高を背景にして十兆円もの投資をした時代からみると三兆三千億円と相当減ってまいりました。しかし、図表19は対内直接投資ですが、最近やっと増えてきました。増えてはきましたけれども、例えば二〇〇三年の実績値は七千三百億円であり、ストックベースで見ても九兆六千円であって、まさに対外直接

投資の三分の一以下、約四分の一程度というのが現在の対内直接投資のストックであります。しかし、先ほど見ていただいたように、これからの資金不足を考えれば、日本の資金を効率的に回していくためには、海外へ投資するだけでなく、海外からの対内直接投資も増やしていかなければならないということでもあります。

図表20は、対内直接投資の残高のGDP比の各国比較を示しています。中国などは三五%を超えています。全世界平均でも二〇%を超えています。アメリカは一三%位です。ところが、日本は二%程度に過ぎません。これは幾ら何でも少しかしくないかということになります。しかも、その内訳を見ますと、やはり北米や西欧からの投資が中心です。最近ではアジア、特に中国あたりが進出してきています。特に中国は外貨から交換された元の国内流通の増大を防ぐためにも、海外へ

の持出しを率先しているようでありますけれども、いずれにしても北米、西欧からの投資をもっと増やしていく必要があります。しかも、増やす土壌ができてきているように思います。欧米諸国にとつては、中国、アジアに投資する場合、特に韓国、台湾、日本という東シナ海沿岸国のうちのどこの国・地域に立地するかは、全く差はありません。日本人は、どちらかという狭い国土で物を考えがちなものですから、日本という東京しか考えませんが、欧米人にとっては、日本全体がアジアの一つにすぎないのでして、そういう点では、日本全体が名乗りを挙げれば外国からの投資は必ず来るはずで

す。ところが、残念ながら日本は、先ほどの移民の場合と同様に、過去に海外からの投資をまともに受け入れてこなかったものですから、外資といえ

ばかりです。もっとも、日産のゴーンさんの例を話しますと、そういう手もあるねという答えが返ってきますが・・・。

これからの日本を考えますと、株を取引されておられる方は十分御存知のことですが、中外製薬も外資ですし、例えば武田薬品でも、メインは日本ですけれども、かなりの外国資本が入っています。キャノンだってそうです。これからは、外国からの投資を受け入れていけない限り、自分の国の貯蓄だけではまかない切れない国に日本がなりつつあるということだと思えます。特に、御存じのとおり大量の国債を抱えた日本は、国債の新規発行だけでなく、借替えも大変なものですから、それを金利上昇につなげないためには、背に腹をかえずに外国の資本を受け入れていくという選択をせざるを得ないのではないかと思っています。もちろん、企業がどんどんリストラをして、貯蓄を

するのでもいいでしょう。しかし、本来、企業というのは、設備投資をして、日本のエンジンとならなければいけないところです。その企業が貯蓄だけしていたのでは困るわけです。そういう意味では、これからの日本は少し違う姿になってきています。

②日本のオンリーワンの活用（研究開発、ソフトウェア）

日本は、わずかではありませんけれども、二〇〇三年から特許等使用料の受取国になりました。これまでの日本は、特許使用料は支払超過の国でありました。日本は、海賊版がアジアで横行しているわけですが、多分もっと特許使用料は入ってきているのではないのでしょうか。この中には、もちろん電化製品の中に入っているトロンなどが含まれますが、最近初めてついに受取超過国になったということがあります。

しかも、図表21の特許等使用料収支の国際比較をみますと、アメリカだけは二百四十九億ドルとずば抜けて大きいので、アメリカだけ目盛りを変えています。イギリス、フランス、日本は、特許使用料の受取りを増やしています。そういう国の中では、いまだにドイツだけが支払超過の国になっています。いよいよ日本は、ソフトウェアを持ち始めている。しかも非常に喜ばしいことに、日本は、あのバブル崩壊の中でも試験研究費支出だけは継続してきました。先ほど見ていただいたように設備投資が落ちていたにもかかわらず、研究開発だけは、一時バブル崩壊後の平成五年、六年には下がりましたがけれども、その後は順調に増やしてきているのであります。

しかも、図表22の主要国の研究費のGDP比をみますと、日本はGDP比三・二九%であり、他の国に比較して大きく研究費等を支出していま

す。この数字については、日本では人件費が大幅に入りこんでいるのではないかとか、アメリカの場合には防衛費が抜けているとか、さらに詰めなければならぬ点もあるかもしれませんが、文科省のつくった年次報告では、日本の研究費はGDP比三・二九%と相当大きなものになっています。

さらに、図表23を御覧いただきますと、自分の国での特許件数に関しては、日本は今やアメリカを抜くぐらいの特許件数を出している国になってきています。知的財産立国として日本は堂々と位置づけられる国になってきたということでありま

③ 欧米との租税条約

そこで、主税局長の在任中の一番最後の年に私が傾注しましたのは、日米租税条約の改定でありました。図表24を御覧いただきたいと思えます。

日本は、これまで特許使用料の支払超過国だった

ものですから、OECDの原則に反して、従来は使用料に対して一〇%の源泉徴収を課してしました。ある企業などの場合は、本社に一千億円も使用料を払っているのです、一社当たり百億円も税金をいただいていたケースもあります。しかし、アメリカとの間では、確かに特許使用料はまだ支払超過でありますけれども、日本が受け取る配当を考えますと、日本からアメリカに多数の企業が進出していますので、特に親子会社間の配当を源泉地国免税にするという措置を是非とも講じたかったのです。

見ていただくとわかりますように、OECD原則ですら親子間配当は五%の源泉徴収税率となっているにもかかわらず、今回初めて、日米間だけは持株割合が五〇%を超える親子会社間の配当については、源泉地国免税にしました。実は、三年間交渉していて、つくづくアメリカも変わったと

思いました。日本をアメリカからの投資国として考え始めているということがわかりました。元来は、アメリカという国は日本と決定的に国のつくり方の仕組みが違つということですから。移民国家なのです。現在日本では、社会保障番号のことをあたたかも納税者番号で税金を取るための番号だという議論がありますけれども、アメリカは違ひます。もともとは移民を管理するための番号なのです。これは、有名な話ですので御存じのことと思ひますけれども、シカゴに有名なアルカポネというマフィアがいました。このマフィアを逮捕したのは国税査察官のエリオット・ネスという方ですが、日本の査察官と違つてピストルを持っている一種の経済警察のようなものですが、そのエリオット・ネスがどのような方法で彼を捕まえたか。もちろん脱税で捕まえたのですが、当時はまだ移民一世の時代ですから、移民でアメリカに入

国した人は、成功するとお金を全部本国へ送つてしまふのです。あるいは持つて帰つてしまつたのです。したがつて、アメリカという国は、最初のころはお墓の数が少なかつたのです。要するに、本国に帰つて最後は死にたいと移民の人たちは思つた。

これは日本でも同じです。北海道も今から二、三十年前まで、お墓が圧倒的に少なかつたのです。北海道は、一九〇〇年に北海道拓殖銀行ができたのですから、まだ百年しかたつていない。ようやく最近になつて、北海道はお墓ブームになつています。アメリカという国は、世界中から優秀な人材を集めて、彼らを働かせ、その所得に課税することで国を営んでいるのです。だからイチローも松井もみんな行つたわけです。あるいは研究者もアメリカで働いた方が給料がいいのです。しかし、アメリカは付加価値税を入れていませ

ん。小売上税という州税はありますけれども、連邦政府では入れていない。何故入れないのか。アメリカは基本的に移民国家であり、世界中から優秀な人材を集めて、そのかわり高い報酬を払って働かせても、その所得に税金を課税できずに、もしそのまま逃げられてパリで使われてフランスに消費税として取られたのでは、自分の国には何も残りません。それをきちんと管理するのがアメリカの社会保障番号なのです。

ある有名な日本の銀行の頭取はアメリカに長く住んでおられたので、今でもIRS（米国蔵入庁）に税金を払っておられます。あの国は居住地国課税ではないのです。全世界課税といって、市民権課税なのです。よく、アメリカは日本より税金が安いといわれますが、これは大きな誤解です。アメリカは金融所得が総合合算です。日本では今回の税制改正で、個人の場合、地方税まで含

めて、配当も譲渡益も一〇%になりましたけれども、アメリカは全部総合課税ですから、三割を超える税金を課される場合もあるわけです。したがって、この頭取のような方については、日本で一〇%の課税を受けても、それを超える部分については、アメリカのIRSに申告しなければならぬ。この申告をしないと、アメリカへの入国のときに捕まえられるのです。この国は、例えば選挙などのやり方をみていると、かなり大雑把な国かと思われるかもしれませんが、この課税に関する部分だけは厳格なのです。それは建国の基礎にかかっているからです。

その国が、本来アメリカに投資して稼いだ者には課税するという大原則を捨てて親子会社間の配当に対する源泉地国課税を免税にしたということ、実は画期的な話なのです。この問題が最初に切り出されたのは、去年の三月にアメリカがイギ

リスとの間で八〇%以上の持株の場合には免税にするという条項を入れたときです。これはいけると思いましたが。少なくとも、日本も同じ条項を入れるように交渉しなくてはいけない。できれば五〇%にしたい。イギリスの場合は親子間だけなのですが、結果的には、日本の場合は孫会社以下も含めて五〇%を超えれば全部免税にするという条項を入れることができました。

その結果、日本からアメリカに直接投資している日本企業がアメリカの子会社等から受け取る配当の八割が完全に免税になりました。したがって、アメリカに進出している日本企業の多くは、配当を直接日本に送金しているはずですので、まさにこれは日米の垣根がイギリス以上に低くなつたことを意味します。これまででは、オーストラリア、メキシコ、イギリスについてだけ八〇%以上の持株割合であれば免税にするという条項が入っ

ていましたが、日本が初めて五〇%を超えたら親子、孫会社まで含めて免税にするという条項を入れたわけです。

イギリスは驚きました。何故アメリカは日本だけ優遇するのだ。しかしイギリスはアメリカとの租税条約を締結したばかりですから、現在は日本に熱心にアプローチしています。まず日英の租税条約についてこのルールを適用する。今、イギリスは、いろいろな国と租税条約交渉を開始しようとしていますけれども、まずは日英が最優先だと私は思っています。イギリスは、日英で話がつけば、取って返して、アメリカに対して日本並みにやってもらいたいと申し入れるはずであります。これは、アメリカの移民国家としての新しい歴史をつくる変化だと思っています。その問題をアメリカ側が乗り切ってくれたものですから、日本も特許使用料に対する源泉地国課税を免除する条項

を受け入れました。

これからは、やはり世界の国と極力相互に投資を受け入れる。私はこれは二つの意味を持っていると思います。今申し上げたように、日本は資金不足になっていくわけですから、ぜいたくはいつていられないという意味と、もう一つは、よくいわれる経済安全保障であります。日本が海外にお金を貸すだけ、あるいはもっぱら投資するだけで、日本に海外からの資金を受け入れなかったら何が起きるか。世界の国にとっては、日本が抹殺されるような事態が生ずるとすれば、こんなにいいことはないということになりかねません。江戸時代の金貸しと同じで、潰れてしまったら、借金がすべて帳消しになりますから、お金を借りている人には一番幸せなのです。

むしろ世界の国が、特にアメリカが、日本に対して、例えば日産のゴーンさんに象徴されるよう

な形で実物投資をしていたとしたら、日本が安全保障上の危機に瀕したようなときには、アメリカの経済界が大騒ぎになります。そういう意味では、これからはできるだけ海外の製造業も日本に進出してもらうということが、日本の経済安全保障上も重要であると私は思っています。

海外との間に資本が相互に行き交うことが重要です。今、FTAが世の中の注目を浴びていますけれども、あれは輸出入が中心の協定です。輸出入は一回船が泊まって商品の搬出入が済めば終わりです。しかし投資というのは、一旦投資したお金は回収しなければ採算が成り立たないのですから、企業にとっては、まさにそれは簡単に捨て切れないものになるはずですよ。そういう相互の関係をこれから日本がつくっていくことがいかに重要であるか。これは決して欧米との関係だけではありません。

図表25にありますように先進国との租税条約を改正することによりもたらされるメリットは「我が国企業が持つ資本、生産技術・ノウハウを活用したビジネスチャンスの更なる拡大」、「相手国企業が我が国へ進出してくることに伴う積極的な消費活動や雇用の拡大」、そして「相手国からの対内直接投資が巨額となれば、我が国にとり経済安全保障の観点からも有利」ということであります。

(4) アジア各国との投資交流により一層の発展を支援——アジア各国との租税条約協定

その結果、私どもとしては、図表26に示されているような認識を持つて租税交渉を進めてまいりました。これは政府税調の考え方にもつながりません。

現在、世界主義から地域主義、二国間主義への

動きがある。その中で、一つは確かにFTAを含む経済連携の動きがありますが、これは貿易です。次に、投資拡大のための国際租税政策、租税条約ネットワークを構築する。そして為替安定のための通貨体制の確立です。この三つを揃えることによって、チェンマイ・イニシアチブも含めて、日本経済活性化のために対内、对外投资の促進によるビジネスチャンスの拡大、雇用創出、競争促進を図る。そのためまず第一歩として日米租税条約からスタートさせたということでありません。

したがって、日本としては、現在イギリスやオランダとも租税条約の交渉中ですが、いろんな国と交渉を始めようとしています。もちろんこれは相互主義ですから、相手の国のルールが違えば、そこには自ずと限界があります。しかし、今後インドネシアやタイ、フィリピンにも同じようなこ

とを働かかけて、極力その垣根を低くして投資しやすい環境をつくっていくことが、新しい時代のアジアと日本との関係を構築するための一環である。と位置づけており、それが私どもの役割だと思っています。

中国に対しては、確かに相当大規模な投資が行われました。しかし、御存じのとおり中国の産業は、経営学でいう「スマイルカーブ（笑うカーブ）」でみた場合、基礎素材部門と一番利益率の高い川下産業であるルイ・ヴィトンのような部門は持っていません。中国は、もっぱら一番利益率の低いスマイルカーブの一番下の部分、加工部分だけをやっているのです。有名なユニクロでも、中国では染色はやっていません。中国の水が悪いので、結局、縫製部分だけやっているわけです。結局中国とは分業しているのです。

そして今や、何がいわれ始めているか、ぜひ

知っておいていただきたいのは、知的財産権の問題であります。

図表27は、主要国の知的財産権制度についてまとめた表であります。この表を御覧になっていただきますと、知的財産に関する国際的な取極めの一番原点に当たるパリ条約については、日本は一八九九年に加盟していますが、中国は一九八五年、韓国は一九八〇年、シンガポールは一九九五年です。二〇〇〇年一月から途上国に対するWTO協定の履行義務が生じたこともあって、アジア諸国でも知的財産権制度の法整備がようやく必要最小限程度には整備されましたけれども、ただし、審査遅延や模倣品の氾濫などがあり、運用体制はまだまだ脆弱であります。結局、法治国家ではなかった時代が長かった開発途上国にとって、この部分は、なお人治国家的なところが残っています。

中国には租税に関する法律は三つしかありません。個人所得税法、外国法人税法及び徴収法の三つだけです。中国に進出している企業に課される増値税（日本の付加価値税に相当するもの）や営業税もその根拠は法律ではありません。明治時代の勅令と同じような國務院令によって定められています。したがって、幾らでも変わり得る。しかも、地方の省や州によってその適用をいろいろ変更できるのです。インドの場合もそうですけれども、どついう政策をとっている州かをよく見極めない、と、州政府の違いで大きな差が出るという状況にあります。

五、日本の進むべき道——海外からの

直接投資受入れの為のインフラの整備

欧米の国々の人々とプライベートベースで話を

したときに、「やはり知的財産権について安心できるのは日本だけだ。アジアの発展ということを考えたら、頭脳部分はどこに立地したらいいかは、自ずからはつきりしているのだけれども、日本が外資の受入れを嫌がるからね」といわれました。「いや、違いますよ。これからは、租税条約にみられるように、まさに投資を受け入れる時代に入ってきている。確かに日本はまだ移民問題の決着はついていない。けれども、日産のゴーンさんは永久に日本に住むわけではないわけですから、やはり経済安全保障も含めて、これから日本は外国からの投資を積極的に受け入れていきますから、ぜひ見ていてください」と私が応じますと、「それを大変期待していますよ」という反応が返ってきました。これが欧米の国々の答えであります。特に、中国市場については、これは私より皆様の方が御詳しいですが、オリンピックを前

にして衛生、健康問題の解決が優先課題ですので、その関連の企業は、いち早く日本に投資して、日本から中国に輸出しようと考え始めています。そういう意味でも、これから大きなうねりが始まるうとしていますので、日本としては、自分のソフトパワーを生かさなければいけない。そのためには、日本の証券市場を海外の人にもさらに一層信頼されるような証券市場に発展させていたきたい、これがお願いでございます。

ところが、残念ながら現在の実態は、図表28に示されているような状況です。御存じのとおり、今年の三月から有価証券報告書に任意制度ではありますけれども監査報酬を公表することが可能になりました。図表28には、監査報酬を公表している一部上場企業の監査報酬について有価証券報告書から監査報酬額の数字を入手できる企業だけ並べてあります。したがって、数字をとれない企業

はこの表には載せていません。

網かけをした会社、松下電器、トヨタ自動車、本田技研を御覧ください。監査報酬が一億六千万円、三億三千万円、一億四千万円であります。もちろんこれらの企業以外のところでも高い企業があります。実はこの三社は、御存じのとおりニューヨーク証券取引所上場企業であります。また、監査報酬の高い三井物産、三菱商事、日産自動車については、例えば日産自動車は米国NASDAQ、三井物産は米国NASDAQとフランクフルト、三菱商事はロンドン市場に上場しています。ちなみにソニーは載せていないのですが、ソニーの場合は、親子会社を全部含めて有価証券報告書に掲載されており、総額二十一億一千八百万円であります。このようにみえますと、語弊があるかもしれませんが、今申し上げた企業以外即ち、東京証券取引所の上に上場している企業の監

査報酬がいかにかが分かりになると思いま
す。

これからぜひ皆さんにお願いしなければなら
ないのは、私は公認会計士の資格も持っていません
し、監査法人の肩を持つものでもありませんが、
これから日本の市場は税制で優遇するというよう
な政策的な措置よりも何よりも、まずきちんとし
たインフォメーションを公表して、信頼される制
度をつくること、これが最大の課題だと思いま
す。ところが、残念ながら、公認会計士の現在の
実情をお話ししますと、私は大阪大学で毎年百六
十人位の学生をこれまで八年間教えてきました
が、かなりの学生が公認会計士、税理士を志望し
ます。しかし、今や公認会計士の資格を取って
も、公認会計士として働けないのです。彼らは監
査法人に勤めたいのですが、監査法人への就職は
結局だめで税理士になるしかない。要するに、公

認会計士については、「士(さむらい)業」の自
由化によって五万人規模に増やすという政府の方
針の下で、公認会計士の資格者を大量に輩出しま
した。しかしながら、これらの新しい公認会計士
を監査法人が吸収できないがゆえに、監査報酬の
安売りが発生する。実はアメリカでは、エンロン
事件の結果、監査報酬が倍になったといわれてい
ます。しかし、日本ではむしろ下がる傾向にある
と聞いています。これでは、これからの証券市場
は育ちません。

日本の国家戦略という観点から、証券について
税制上優遇措置を講じていますが、しかし皆様に
ぜひ理解していただきたいのは、それとあわせて
重要なことは、監査報酬を少しでも上げることだ
と思います。あるいは、まだ有価証券報告書への
監査報酬の記載は義務付けられていませんが、こ
れを義務化する。金融審議会第一部会報告「ディ

スクロージャー制度の概要」には、コーポレートガバナンスの状況に関する記載事項の中に監査報酬が例示として書かれています。監査契約に基づく監査証明にかかる報酬とそれ以外の報酬に区分した内容を記載するとなっていますが、現状は任意であります。その結果、まだ載せていない企業が多く残っています。

特に、監査報酬や公認会計士制度について、このようなお話をさせていただきましたのは、私は国税庁次長時代に税理士法を三年がかりで改正する作業をしておりまして、その面から見ていても、余りにも公認会計士さんが役割上、ある意味で利用されなさすぎだと思っているからであります。税理士制度は日本とドイツが発祥国なのですが、税理士というのは、税理士法一条で、国民の納税の義務を果たすために国からも独立し、納税者からも独立した中立的、いわば公共的使命を

有するものであると明記されています。国税庁では、今回、対象は中小法人中心ですけれども、書面添付という手法をとることにより、できるだけ税理士が自分の資格を懸けて、嘘をついたら資格が剥奪されますので、そういう資格を懸けて書面を添付した申告については税務調査を省略するという仕組みへ移行しようとしています。我々の税務調査は悪質者を重点的にやっていかざるを得ませんので、善意の納税者はできるだけ尊重していくというスタイルに変える、そのように税理士制度も変わりつつあるにもかかわらず、公認会計士の方が若干物足りないのではないかなということから、お話をさせていただいたものであります。やはり証券市場を育てていこうとするならば、きちんとした監査をすることによって信頼される証券市場にしていきたい。

特に、私がお話したように、一部の投資家だけ

ではなくて、これからは広く国民に、貯蓄と同じように、貯蓄の中の一形態として株式を持つてもらうことが、今後の日本経済にとつても非常に重要なことであるがゆえに、ぜひともお願いをしたいと思っております。

今日はいろいろお話をさせていただきましたけれども、ぜひ皆様方にも、ここのところを御理解していただき、証券に携わる方々に御議論していただくことを期待したいと思う次第であります。

以上、駆け足で述べましたが、ちょうど時間になりましたので、以上でお話を終わらせていただきますが、御質問等ありましたら、受けさせていただきます。以上でございます。どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

関理事長 大武長官ありがとうございました。当初申し上げましたように、大変スケールの大きい

お話だったと思います。

皆様方もそれぞれお感じになるところも多々ありになったと思いますけれども、時間もいただいておりますので、御意見、御質問、御感想等がありましたら、合図していただかせませんでしょうか。

質問者 リートの運用会社をやっております。グローバルに投資を誘発するということは、非常に重要なことだと思つのですが、せっかく税制がこういう形で動いてきても、例えば土地に関しましては、土地の取引価格の開示等については、議論は盛り上がったのですが、結局改善がなされなかつたために、まだ透明度は海外から見ると低いという状況にあります。不動産に絞つて長官のお考えをお聞かせいただければと思います。

大武 実は、リートという制度を税制上位置づけたのは、私のときにやらせていただいたのです

が、不動産というのは本当に難しいと思います。

皆様も御承知のとおり、骨董品について、現在革命が起き始めています。テレビで著名な鑑定家がおられますが、専門家の彼らがこの骨董品の価格は幾らですよといった途端にそれで売れるかのように考えられている国は、世界中どこにもありません。普通はオークションというのがあって、オークションで値決めされるものです。ところが日本は、このような専門家による鑑定値段で商売が成り立ってきたところなのです。日本にはもともと市場がないのです。市場というのは、多数の人が参加して価格が決まるという制度であるのに対して、目利きが決めていくという方式が日本では今でも残っていて、土地についても、そのような価格の決め方がかなりの要素を持っています。もちろん不動産鑑定士という資格を与え、近傍価額を調べて評価をするわけですが、残念ながら

がらまだまだ取引件数が多いわけではありませんし、株式のように、土地は画一的なものではありません。したがって、どうしても土地というものには個性がついて回る。そうすると、目利きがそれなりに重要になってくる世界もあるということとをまず申し上げておきます。

したがって、リートのようなものをできるだけ普及させる。現在の日本の改革として一番重要なことは、市場をつくることです。中古車市場が成長したおかげで、中古自動車の取引が普及する。今、住宅市場にとって重要なことは市場をつくることです。中古住宅市場をつくることです。にもかかわらず、住宅については、中古の値段が「半値八掛け五割引」といわれています。住宅を購入しても、これでは住み替えられません。アメリカやヨーロッパでは、必ず中古の住宅があって、売買によって住み替えることができます。これは、

日本にはそういう意味での市場がないからです。

ある住宅建設会社の方に、「中古市場をつくってください。自社で建築した住宅は十年後なら幾らになるという価格を付けて売り出せば、絶対売れますよ」と申し上げたこともありませう。ただ、このためにはファイナンスが必要となりますから、実現は簡単ではないのかも知れませんが、重要なことは市場をつくることです。

土地も、リートという形で証券にはできるけれども、個別性のある土地については、残念ながら市場ができないというところが一番難しいところだと思います。

ただ、大きな流れでみると、土地は二極化します。世界の流れでみれば、千四百兆円の個人金融資産を持った日本人の感性にフィットするような土地、典型的には銀座や丸の内、あるいは六本木や表参道のようなところは世界の企業が川下産業

を立地してきますので、地価は上がっていきます。しかし、それは関係のない地方の土地は、残念ながら中国と競争関係に入りますので、治安や先程申し上げた知的財産権の保護等の問題を別にすれば、何も日本の地方の土地に立地する必要はない。徐々にそのようになってきています。

したがって、日本中で残念ながら一番地価が下がっているところは、県としては富山県です。別に富山県が悪いわけでも何でもないのです。要は産業立地の中心だからです。石川県の金沢市が消費地であって、富山県は生産地なのです。日本企業にとって、生産地は多分国内外のどこでもいいということになってきているのです。そういう点では、市場ができればできるほど、それが如実に出てくるのかも知れませぬ。

ですから、土地というものの神話は、限られた米ソ冷戦の中で、あるいは人材が自由に行き来で

きないという明治以来の歴史の中で構築されたものであって、人材が自由に移動することが本当に可能になれば、明らかに違った形になっていくと思います。もちろん、地政学的リスクなどの要素もありますので、また、例えば混乱が起きれば日本に戻ってくるかもしれません。

「よく考えたら、中国には一種の地政学的リスクがあつて、どうも知的財産権は侵されるのではないか。一番重要な工場はあの国でつくつてはいけない。だから、日本で立地に適した地域を探しているのだけれども、どこが良い地域はないか」ということをアメリカのある企業家から聞きました。実は今や日本は欧米にとってアジアの一地域として魅力のある地域になってきている。そういう点では、一方的に地価が下がるというのは、私は終わりつつあると思いますが、しかし、これまでのような工場団地のような形式の土地が求めら

れていないことだけは確かです。欧米人は、集団で工場があるのは嫌いです。むしろきれいな平原に、ぼつん、ぼつんとあるような工場が好きですから、残念ながら今までのような工場立地帯ではないと私は思います。

そういう意味で、土地については、今の御質問との関連では、価格が不透明であるということがありますが、この価格の不透明性は、市場の形成が遅れている日本のありとあらゆる取引に現在でも潜在的に残っているものです。最近、やっとヤフーや楽天などのインターネット上に別の市場が育ちつつありますけれども、透明性のある市場をより早くつくつたものが勝ちだと私は思っています。

関理事長　あと、どなたかいらつしやいませんかしょうか。

それでは長官、私から一つだけ質問させていた

だきたいと思えます。

先ほどアメリカのお話で、社会保障番号のことをお触れになっていました。日本でも、税制調査会で納税者番号の議論が始まっていますけれども、前任の主税局長という税制立案者のお立場、現在の執行の責任者というお立場もありますが、差し支えない範囲で、日本の納税者番号制度について、どのようなお考えを持っておられるかお聞かせいただければと思います。

大武 私は、納税者番号制度については、高適な議論をしているわけでは全然ありません。納税者番号というのは利便性のためだけを考えておりまして、いかに証券の損益を合算するか、あるいは金融商品間の合算ができるかということしか考えていません。より広い意味での番号というのは、別途お考えいただいてもいいのですが、先程からお話してきましたとおり、リスクのある商品につ

いて極力名寄せをして管理するためには、番号とというのがないと管理できませんので、そのために選択制でいいから制度を入れてはどうですかということを申し上げてきたつもりです。

世間一般には、どちらかというと年金番号もしかりですけども、管理する番号として番号を考えておられているようですが、アメリカは移民を管理するために必要だっただけであって、ヨーロッパの国はその必要がないから入っていないのです。日本では何かというとスウェーデンや北欧の国の例が紹介されますけれども、スウェーデンやノルウェーは小国ですから、八百万人位しかない国と一億二千万人いる国では、事情がまったく違うのです。これらの国では、給付もすべて合算して、全部を管理しているのですが、そのかわり、税金と保険料の負担を合計すると国民所得の七割も八割にもなっているわけです。とても、日

本の実態の中ではそんなことはできないだろうと
思うのです。

したがって、私が思っている番号というのは、
証券というリスク制のある資産について、金融資
産として利便性を設けるために、手を挙げる人か
ら選択制でやってもらったらどうですかというこ
とをかねてから申し上げているわけでして、先般
の税制調査会の金融小委員会でもその方向でお話
が出たということでありませぬ。

むしろ長期的には、私はアメリカという国が依
然として本場に総合合算課税を考えているのな
ら、やはりアメリカを切り離れた日本経済とい
うものは考えられませんから、日本だけが特異な制
度を持つわけにもいかないだろうと思います。た
だ、日本では、個人の証券保有があまりにも少な
いので、少しでも証券にシフトさせる政策的意味
があるのではないかということが、この話の一番

基本にあります。

だから、それによって個人が証券から離れてし
まうというのであれば、やめたいと思います。
ます。むしろ少しでも個人が預貯金から証券にシ
フトさせていくことを考えるために、この証券番
号のようなものが要るのではないかということ
を申し上げているだけでありまして、これでだれか
を管理しようとか、全く思っておりませぬ。これ
までの日本の納税者番号論議を聞いていますと、ど
ちらかというとすぐそちらに行ってしまうがちな
のですが、それはそれで大いに議論されたい
と思います。ただ番号制度は、税のためだけに
やっている国というのは、多分ないと思います。
やはり年金やいろいろな給付と一緒につながって
いなければ、誰もそんな制度に合意するはずがな
いと思えます。

したがって、私としては、むしろそんなものよ

り、インターネット番号でもいいし、電子申告番号でもいいし、何でもいいですから、そういうもので名寄せできる、本人確認ができるなら、それだけでいいですよというふうに思っているということでございます。

関理事長 大変ありがとうございます。

それでは、これで本日の資本市場を考える会は終わらせていただきたいと思います。

長官、大変ありがとうございます。

(おおたけ けんいちろう・国税庁長官)

(本稿は、平成一六年一月八日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

大 武 健一郎 氏

略 歴

昭和45年 5月 大蔵省入省
 昭和48年 7月 銀行局特別金融課
 昭和50年 7月 藤枝税務署長
 昭和51年 7月 厚生省年金局年金課課長補佐
 昭和54年 7月 主計局主計企画官補佐 (財政計画係)
 昭和56年 7月 主計局主計官補佐 (外務、経済協力係)
 昭和58年 6月 主計局主計官補佐 (文部第一、二係)
 昭和60年 6月 大臣官房企画官兼理財局総務課
 昭和61年 6月 石川県商工労働部長
 昭和62年 4月 石川県総務部長
 平成元年 6月 主税局税制第三課長
 平成3年 6月 主税局調査課長
 平成4年 7月 主税局税制第二課長
 平成5年 7月 主税局税制第一課長
 平成6年 7月 主税局総務課長
 平成7年 5月 大臣官房審議官 (主税局担当)
 平成8年 7月 大阪国税局長
 平成9年 7月 大臣官房審議官 (主税局担当)
 平成10年 7月 国税庁次長
 平成13年 7月 主税局長
 平成16年 7月 国税庁長官

(レジュメ)

税制から見た21世紀の日本の戦略

H16. 11. 8

1. 人口減少・超高齢化社会の到来
2. 家計貯蓄率の大幅ダウン
 - ① 家計貯蓄の有効活用の要請
→ 貯蓄から投資へ
 - ② 資金不足の時代へ
3. グローバル化の進展とアジアの発展
 - ① 日本のグローバル化
アジアの経済成長（アジアは一つ）
 - ② 欧米の結節点としての日本の役割
→ 対日投資促進の要請
→ 日本のオンリーワンの活用（研究開発、ソフトパワー）
→ 欧米との租税条約
 - ③ アジア各国との投資交流により一層の発展を支援
→ アジア各国との租税条約改定
4. 日本の進むべき道
海外からの直接投資受け入れの為のインフラの整備

持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向けて、①資産活用の促進による資産デフレへの対応、②企業の競争力強化と産業の構造改革の促進、③経済社会の変化（少子高齢社会等）への対応、④税制に対する信頼性、透明性の向上、⑤地方分権の推進、という5つの観点から、以下のような広範な税目にわたる改正を実施してきています。

公平で活力ある経済社会を実現するため、引き続き、税制の抜本的改革に取り組んでいくこととしています。

● **「貯蓄から投資へ」の後押し**

業所税の廃止、特別土地保有
 [16年度改正]
 例の創設 [15年度改正]

- ・ 上場株式等の配当等について、20%（当初5年間は10%の優遇税率）の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み（申告不要制度）の導入 [15年度改正]
- ・ 株式譲渡損失の繰越控除制度の創設など株式投資へのリスク負担への配慮 [13年11月改正、15、16年度改正]
- ・ 非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ [16年度改正]
- ・ 老人マル優の見直し [14年度改正]

● **中小企業の経営基盤・競争力の強化、事業承継の円滑化**

度改正
 創設
 連国内法令の整備

- ・ 中小企業関連税制の充実 [15年度改正]
 - 研究開発税制の上乗せ
 - 同族会社の留保金課税の一部停止（時限措置）
 - 少額減価償却資産の即時償却制度の特例（時限措置）
 - エンジェル税制の拡充
- ・ 相続税の最高税率の引下げ、税率累進度の緩和 [15年度改正]
- ・ 相続税・贈与税の一体化措置の創設 [15年度改正]
- ・ 相続税の課税価格の計算の特例の拡充 [13～16年度改正]
- ・ 非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ（再掲）
- ・ 非上場株式（相続財産）をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設 [16年度改正]

● **確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ** [16年度改正]
 ● **認定NPO法人制度の創設、認定要件の緩和等** [13～15年度改正]
 ● **個人住民税均等割の見直し** [16年度改正]

[15年度改正]
 付回数の見直し、総額表示の義務付け

実現するまでの間の暫定措置として、所得税収の一部を地方へ譲与する所得譲与税を創設 [15年度改正]

- ・ 平成17、18年度において、経済社会の動向を踏まえつつ、定率減税の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより17年度以降の基礎年金国庫負担割合の段階的な引上げに必要な安定財源を確保。
- ・ 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現。
- ・ 平成19年度を目途に、社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現。

(別紙資料)

あるべき税制の構築に向けて —近年の税制改正のポイント—

資産活用による資産デフレへの対応

- ・ 土地取引の活性化、住宅取得支援
- ・ 「貯蓄から投資へ」

●土地取引の活性化

- ・ 土地譲渡益に対する税率の引下げ、損益通算の登録免許税の軽減（15年度改正）
- ・ 不動産取得税の税率の引下げ、新増設に係る事柄の課税停止（15年度改正）

●住宅取得・住替えの支援

- ・ 住宅ローン減税の延長・重点化（16年度改正）
- ・ 居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設等
- ・ 相続時精算課税制度における住宅取得資金の特

企業の競争力強化と産業の構造改革の促進

- ・ 事業の再構築、戦略分野の成長支援
- ・ ベンチャー企業、中小企業支援
- ・ 国際的な投資交流の促進

●企業の組織再編成の支援

- ・ 連結納税制度の導入（14年度改正）

●研究開発・設備投資減税の集中・重点化（15年

- ・ 試験研究費の総額に対する特別税額控除制度の創設
- ・ IT投資促進税制の創設

●国際的な投資交流の促進（16年度改正）

- ・ 日米租税条約の全面改正とこれを契機とした関

●不良債権処理等への対応（16年度改正）

- ・ 欠損金の繰越期間を5年から7年に延長

経済社会の変化(少子高齢社会等)への対応

●課税の見直し

- ・ 配偶者特別控除（上乗せ部分）の廃止（15年）
- ・ 年金課税の適正化（16年度改正）

税制に対する信頼性、透明性の向上

●消費税制度に対する国民の信頼性、透明性の向上

- ・ 中小事業者に対する特別措置の見直し、申告納

地方分権の推進

●税源移譲（16年度改正）

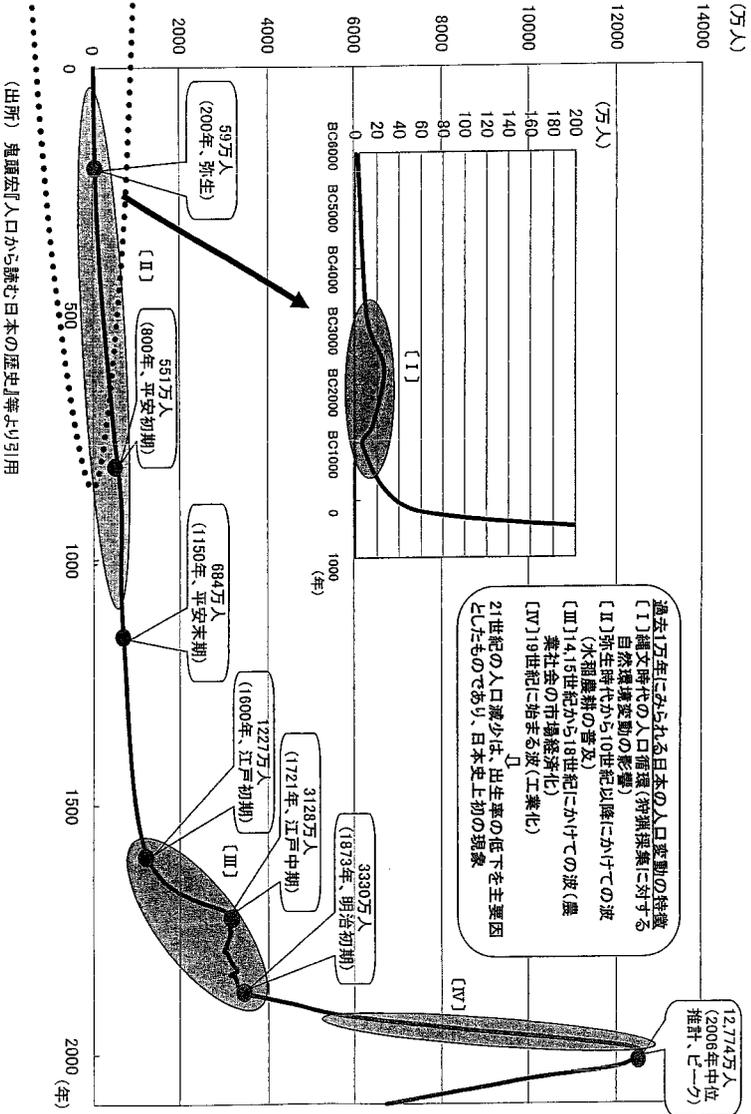
- ・ 所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を

●法人事業税への外形標準課税の導入（15年度改

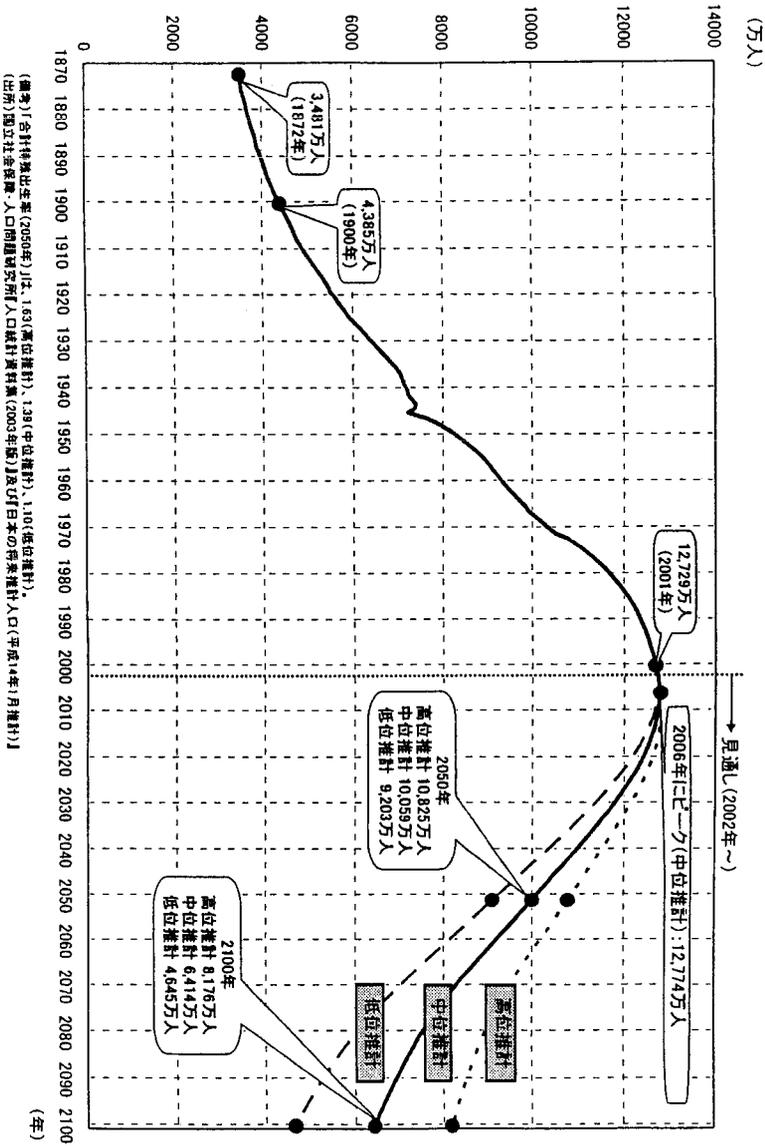
抜本的 税制改革 への取組み

公正で活力ある経済社会を実現するため、与党（自由民主党、公明党）「平成16年度税制改正大綱」（平成15年12月17日）を踏まえ、社会保障制度の見直しや三位一体改革と併せ、税制の抜本的改革に取り組んでいくこととしています。

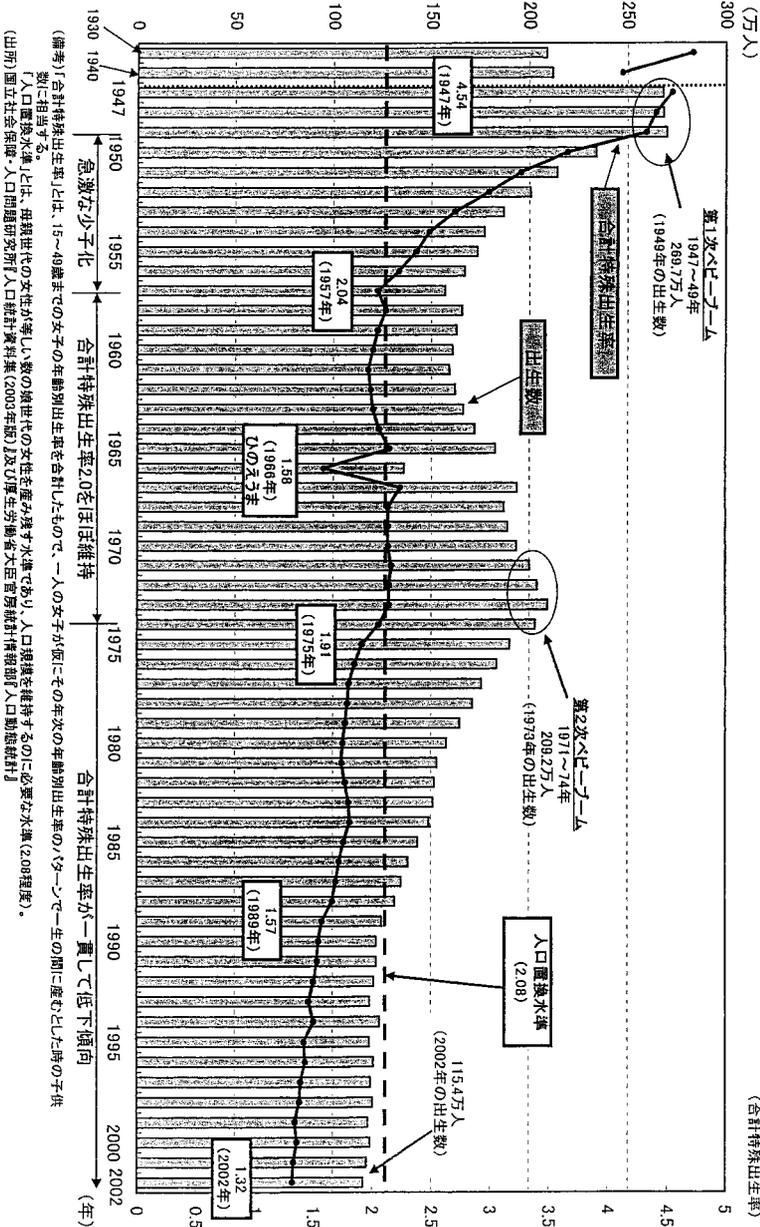
図表 1 日本の人口の推移



図表2 総人口の推移 (明治以降)



図表3 出生数及び合計特殊出生率の推移



図表 4 家族周期の歴史的比較
～鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』から引用～

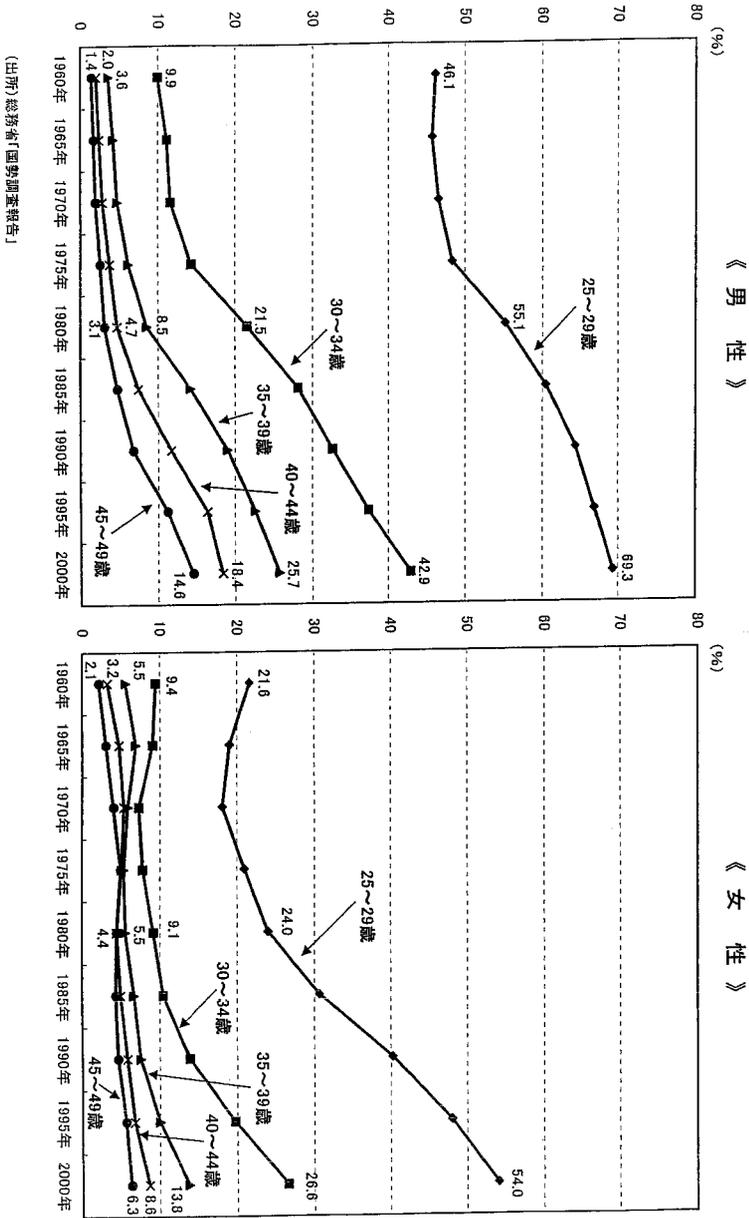
家族周期を歴史的に比較すれば、現代の少子高齢化社会における家族やライフサイクルのあり方は、江戸時代や大正期とは大きく異なっている。
・出産期間は、出生児数の減少に伴い、大幅に短縮化(20年→4年)。
・子育て養育期間は、高学齢化を反映して、出産期間ほどには短縮していない(32年→22年)。
・未子成人／学卒後の「脱共養期間」は、江戸時代は0～2年であったのに対し、現代は25～33年(長寿化等を反映した高齢期の長期化)。
・結婚後期間は、長寿化に伴い、長期化(35～38年→46～57年)。「出産期間」の短縮化と相俟って、「結婚後期間」に占める「出産期間」の比率は、55%程度から7～8%程度へと短縮。

	男(夫)		女(妻)	
	18世紀 (信濃湯舟沢村)	1920年 (大正期)	18世紀 (信濃湯舟沢村)	1920年 (大正期)
①結婚	26.4歳	25.0歳	28.0歳 (現代)	21.0歳
②第1子出生	29.5歳	27.5歳	29.7歳	23.5歳
③末子出生	46.1歳	39.5歳	32.0歳	35.5歳
④末子成人／学卒	61.1歳	54.5歳	52.0歳	50.5歳
⑤死亡 (配偶者死亡後の期間)	62.6歳	61.5歳	77.1歳	61.0歳
	(+11.2年)	—	—	(+7.6年)

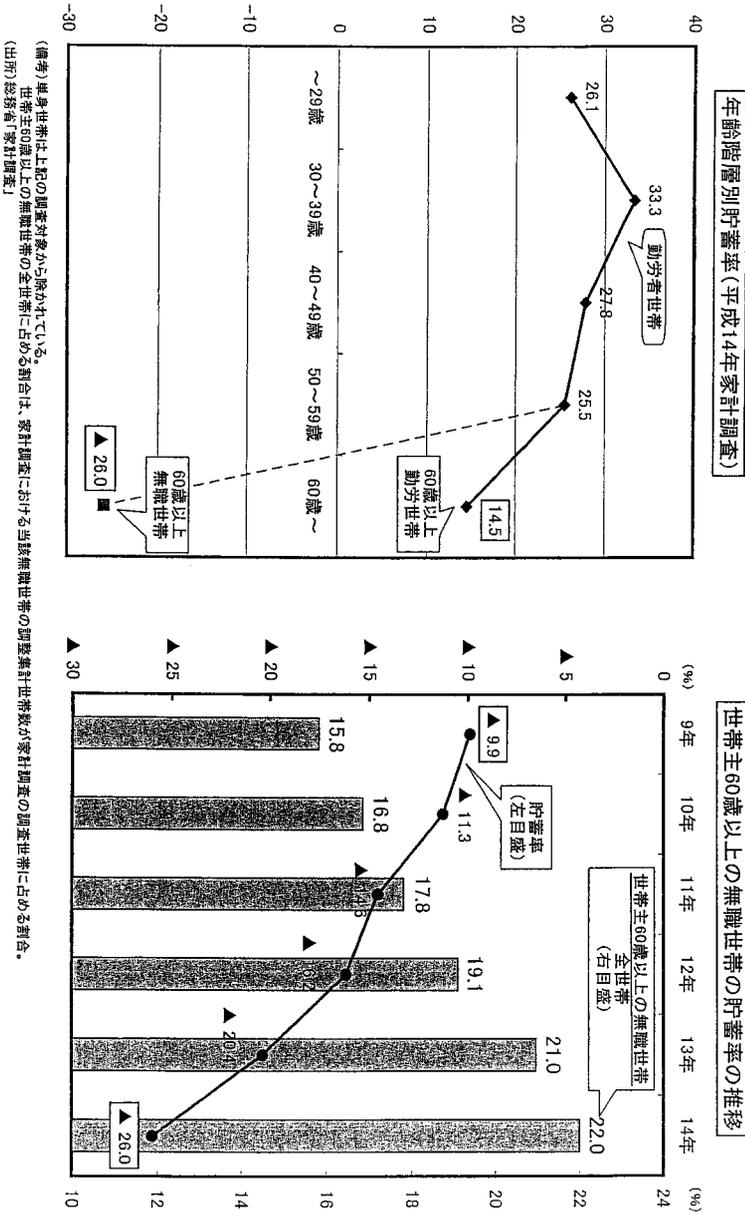
出産期間	19.7年	14.5年	4.0年	19.7年	14.5年	4.0年
①子育て養育期間	31.6年	27年	22.9年	31.6年	27年	22.3年
②脱共養期間	1.5年	7.0年	25.1年	0.3年	10.5年	32.7年
③結婚後期間	36.2年	36.5年	49.1年	35.0年	40.0年	56.7年

(備考) 下記「出所」において、宗門改帳等の文獻及び一定の仮定を置いて計算したものを、例えば、①江戸時代の成人及び大正期の学卒を15歳、現代の学卒を20歳と仮定。
②出生数は江戸時代及び大正期を3人、現代を2人と仮定。③夫婦の死亡年齢は、結婚等の平均余命により計算など。
(出所) 鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』より引用(232頁)

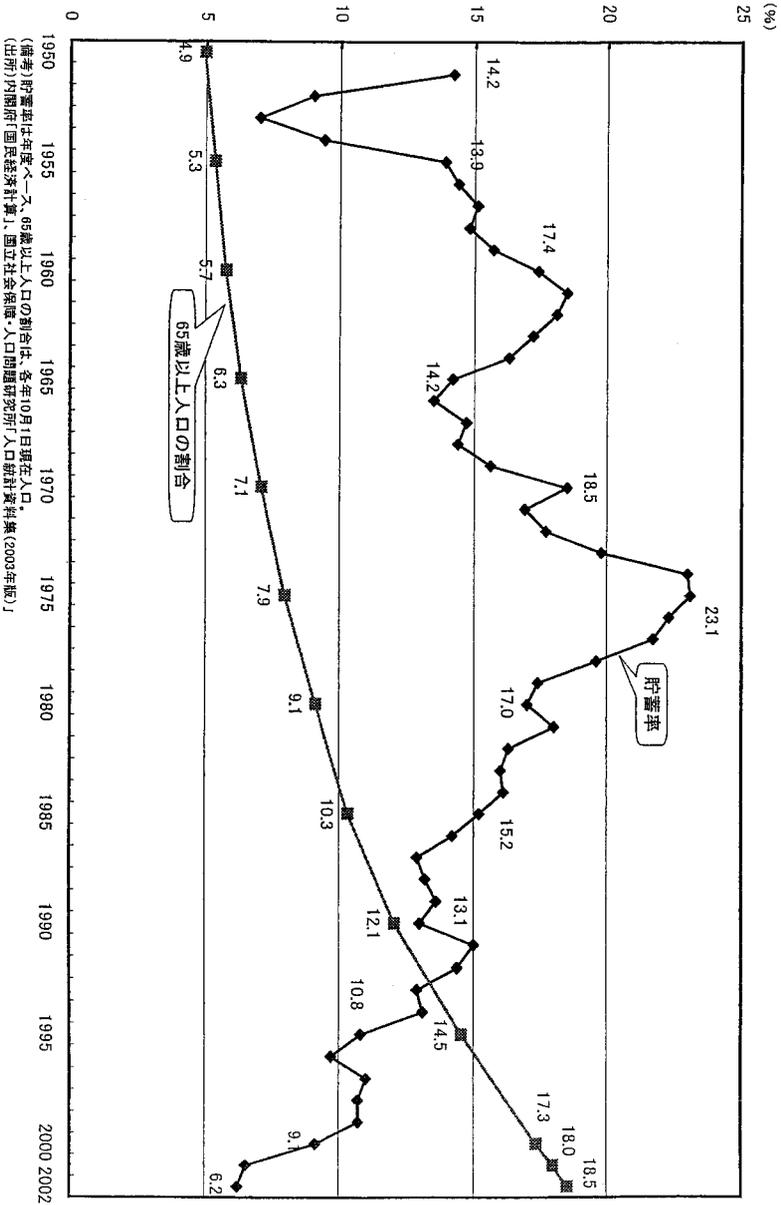
図表5 年齢別未婚率の推移



図表6 高齢者の貯蓄率

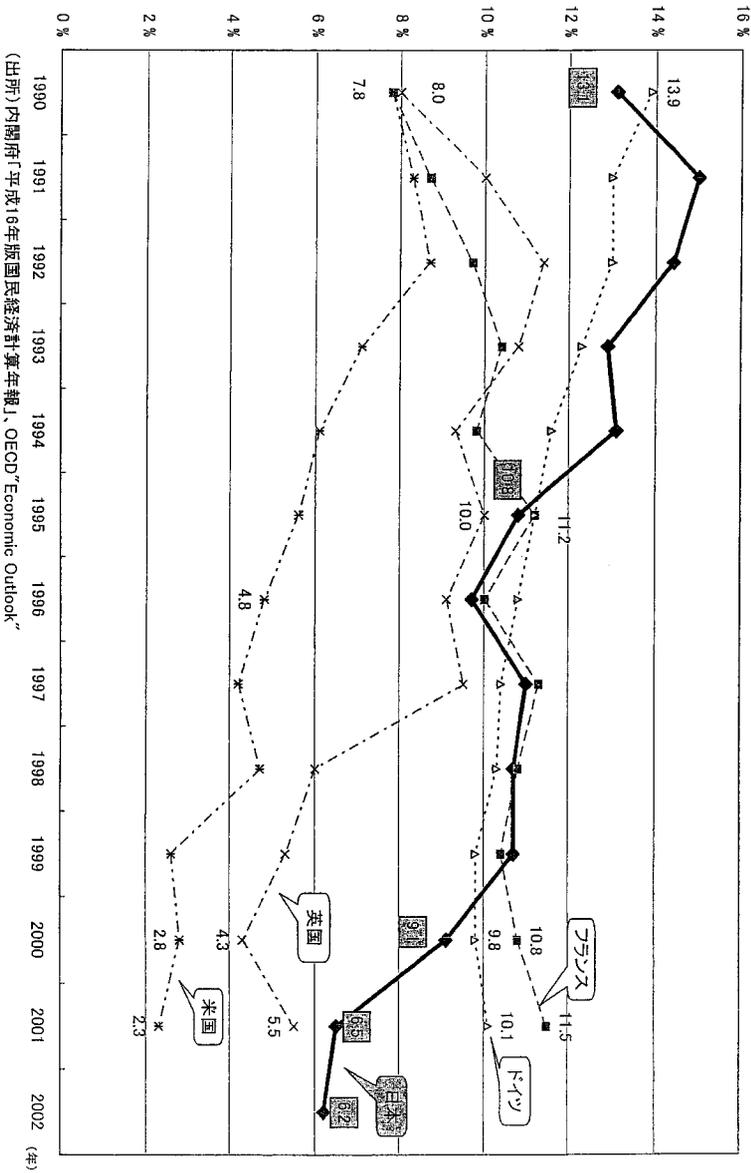


図表7 貯蓄率及び65歳以上人口の割合の推移

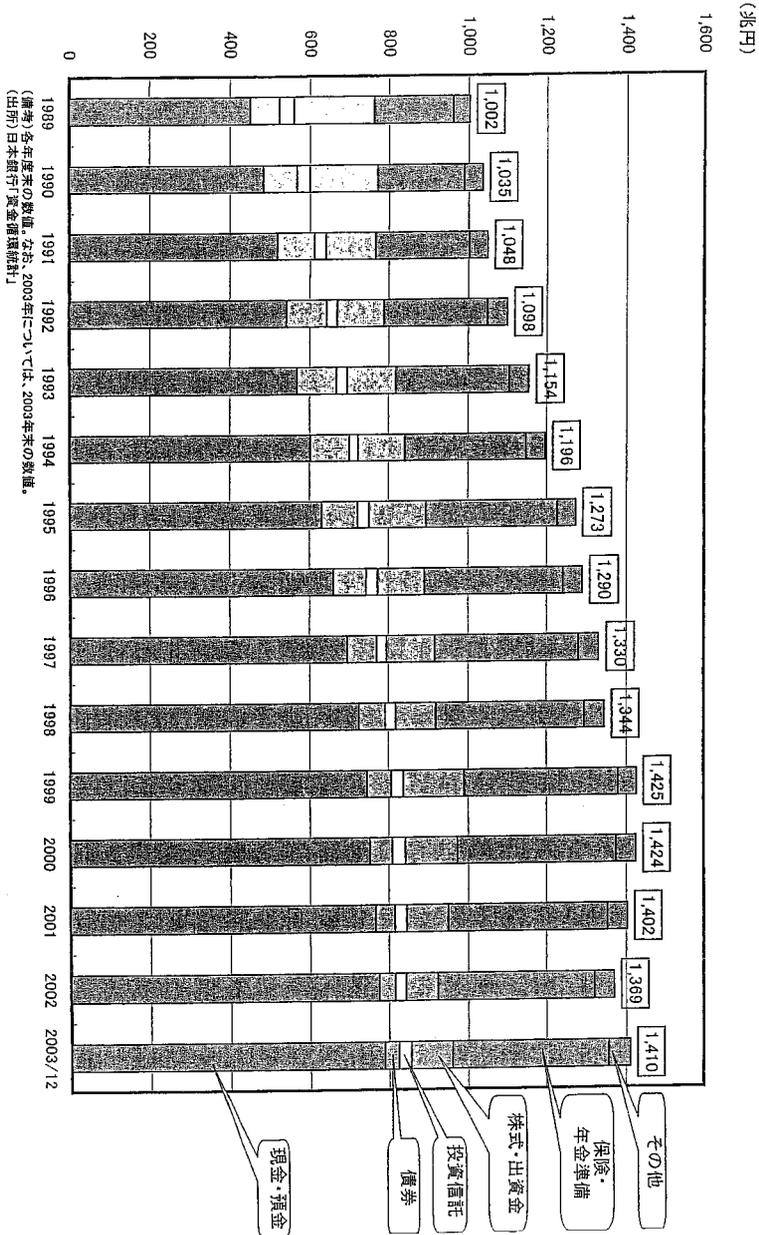


税制から見た21世紀の日本の戦略

図表 8 貯蓄率の推移 (国際比較)

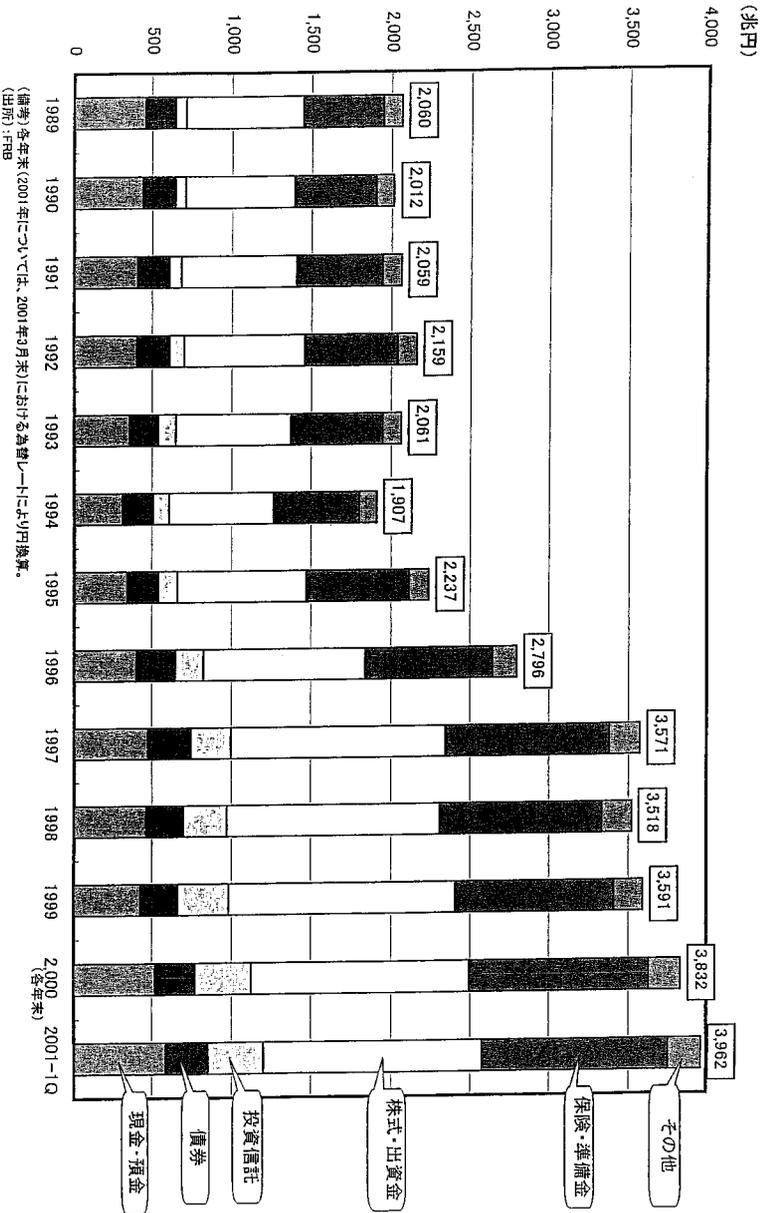


図表9 個人金融資産残高の推移

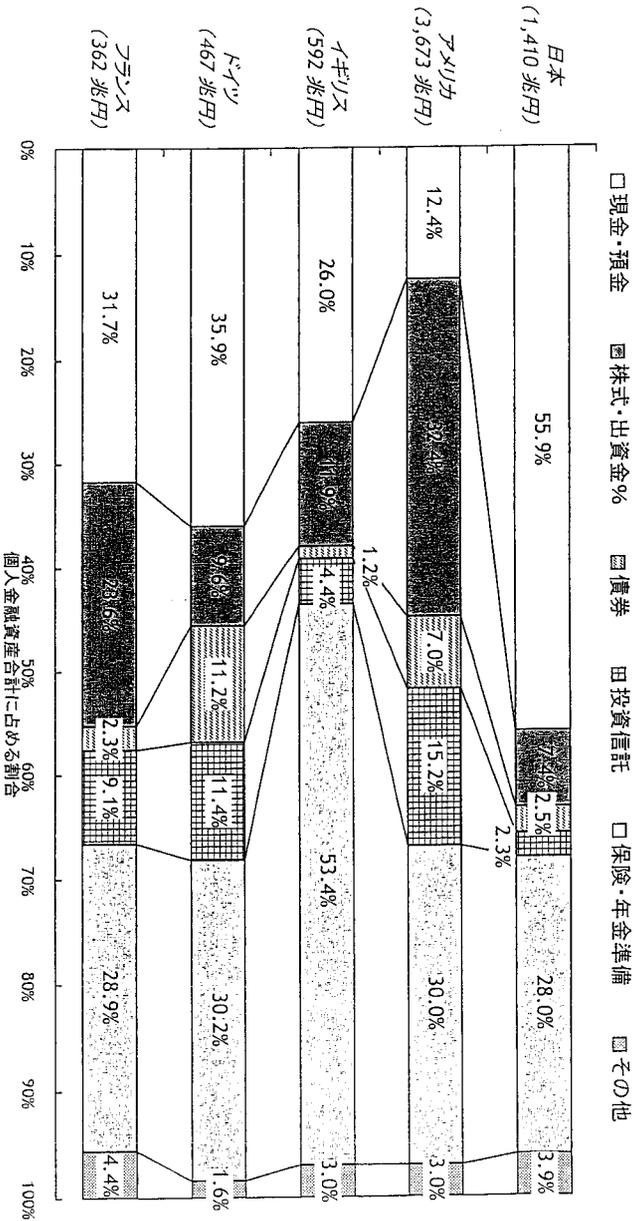


税制から見た21世紀の日本の戦略

図表10 米国の個人金融資産残高の推移



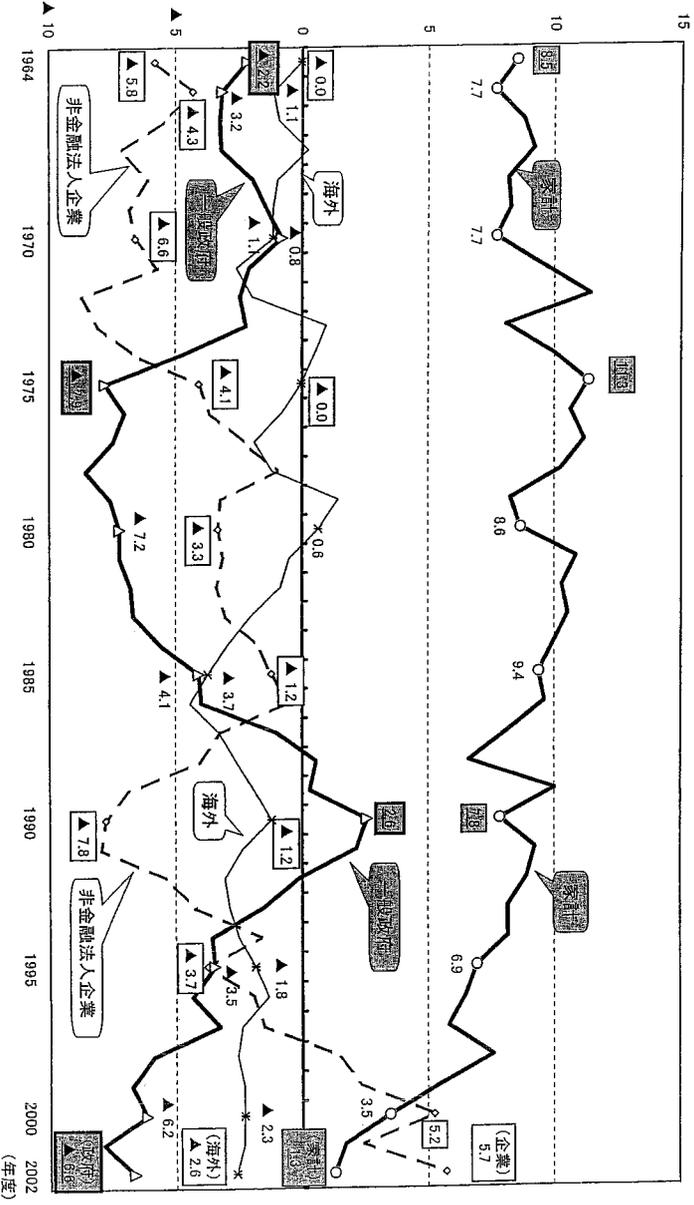
図表11 個人金融資産の国際比較



(備考)日本、アメリカ、イギリスは、2003年末、ドイツ、フランスは、2002年末、円換算にあたっては、各年末の為替レートによる。なお、アメリカについては個人事業主の事業資産が株式・出資金に占められるなど国によっては定類に違いがあること等に留意する必要がある。
 (出所)日本:日本銀行、アメリカ:FRED、イギリス:Office for National Statistics、ドイツ:Bundesbank、フランス:Banque de France

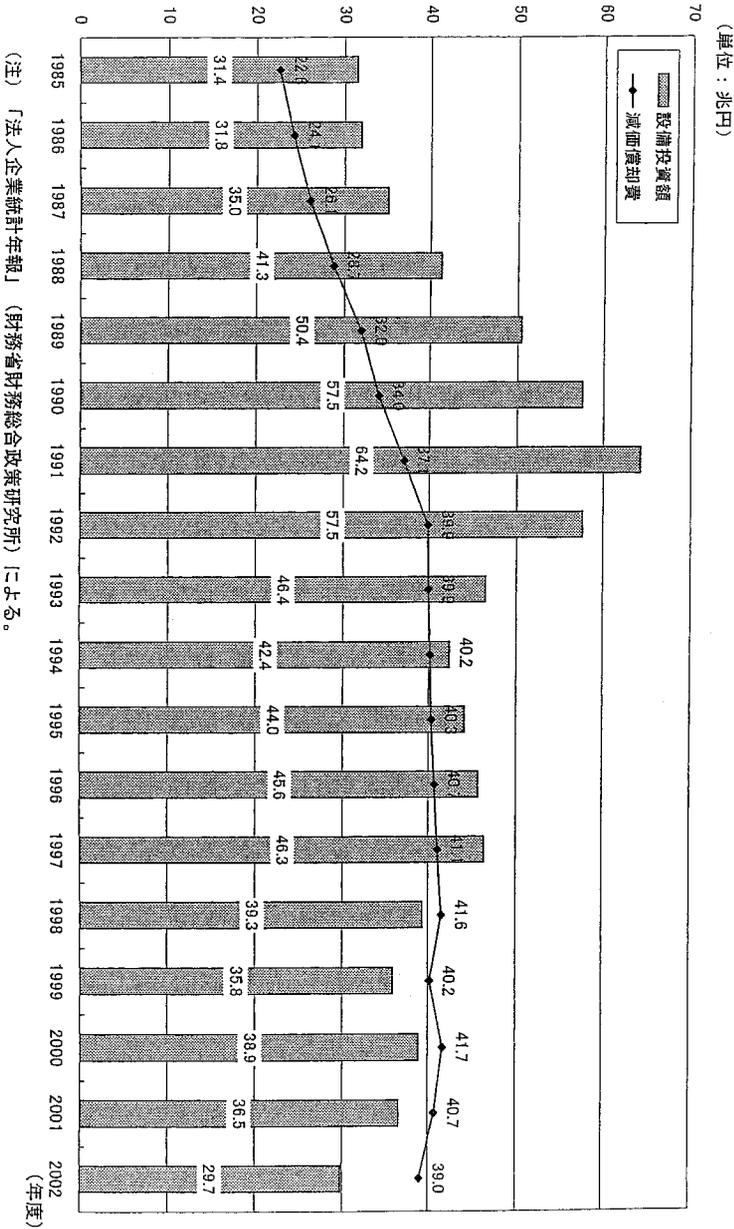
(%)

図表12 部門別資金過不足の推移 (対GDP)

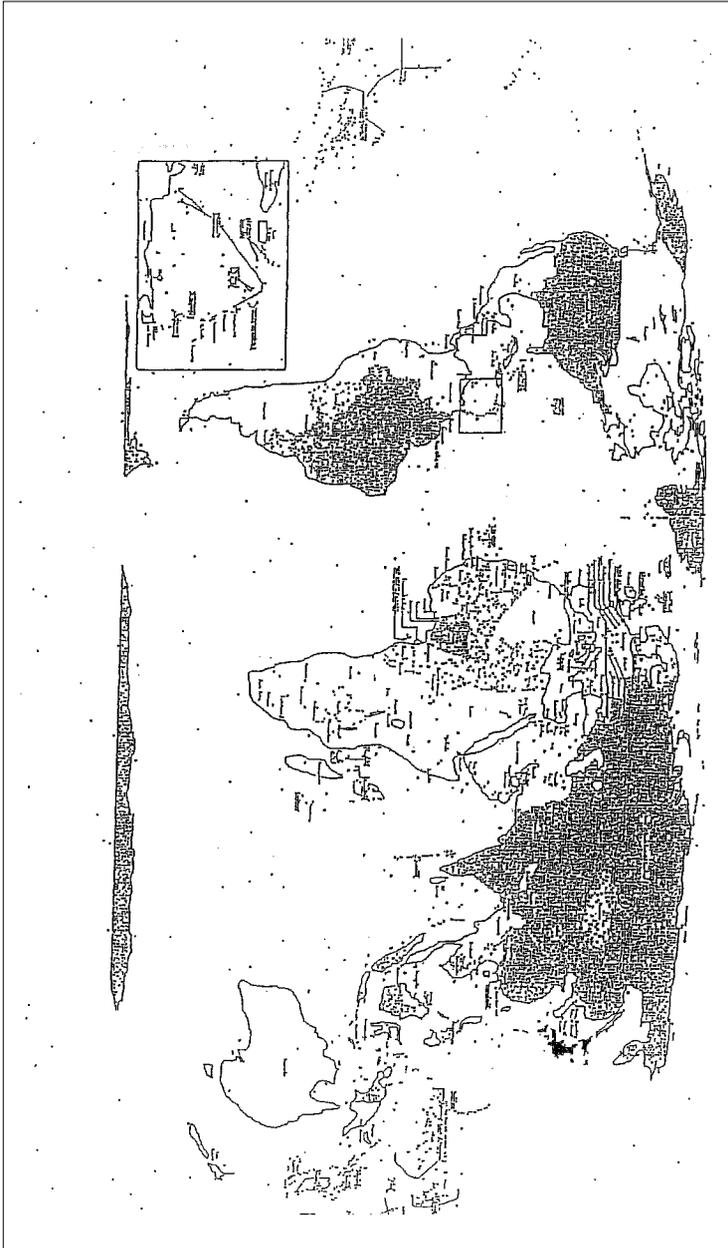


(備考) 1989年度末の68SNA、以降は93SNA。
(出所) 日本銀行「資金循環統計」

図表13 設備投資額及び減価償却費の推移



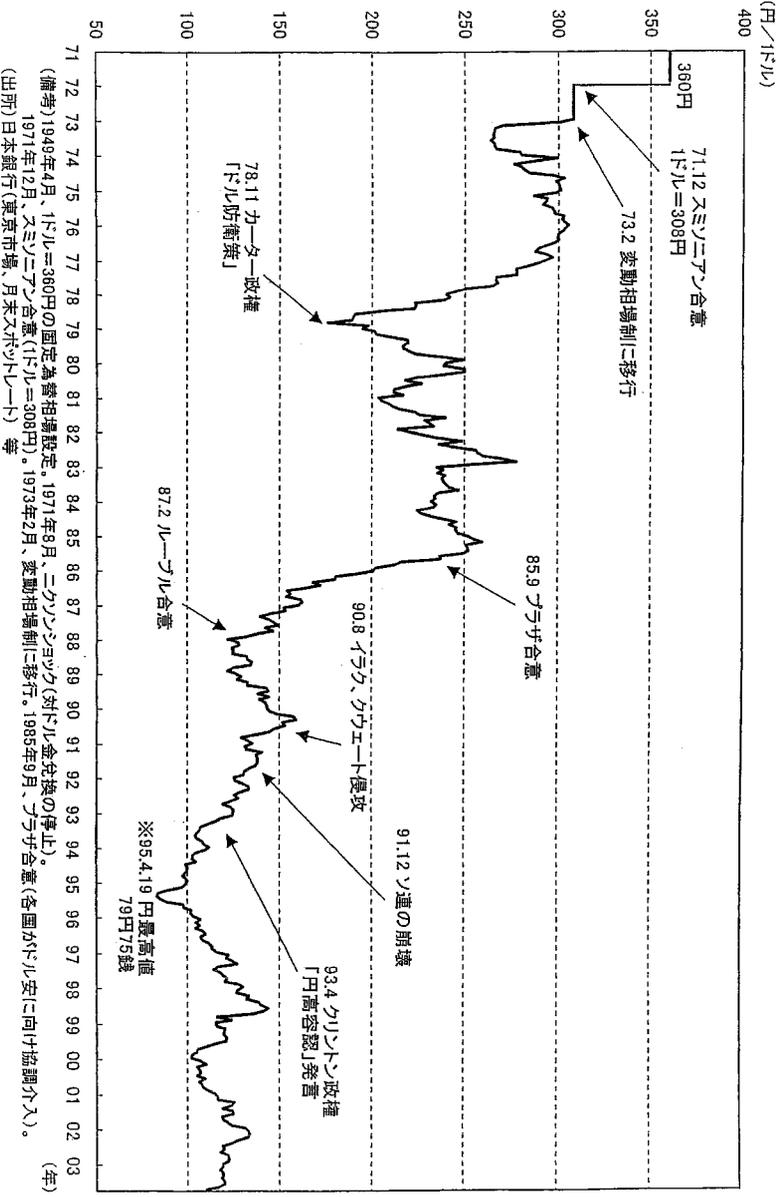
税制から見た21世紀の日本の戦略



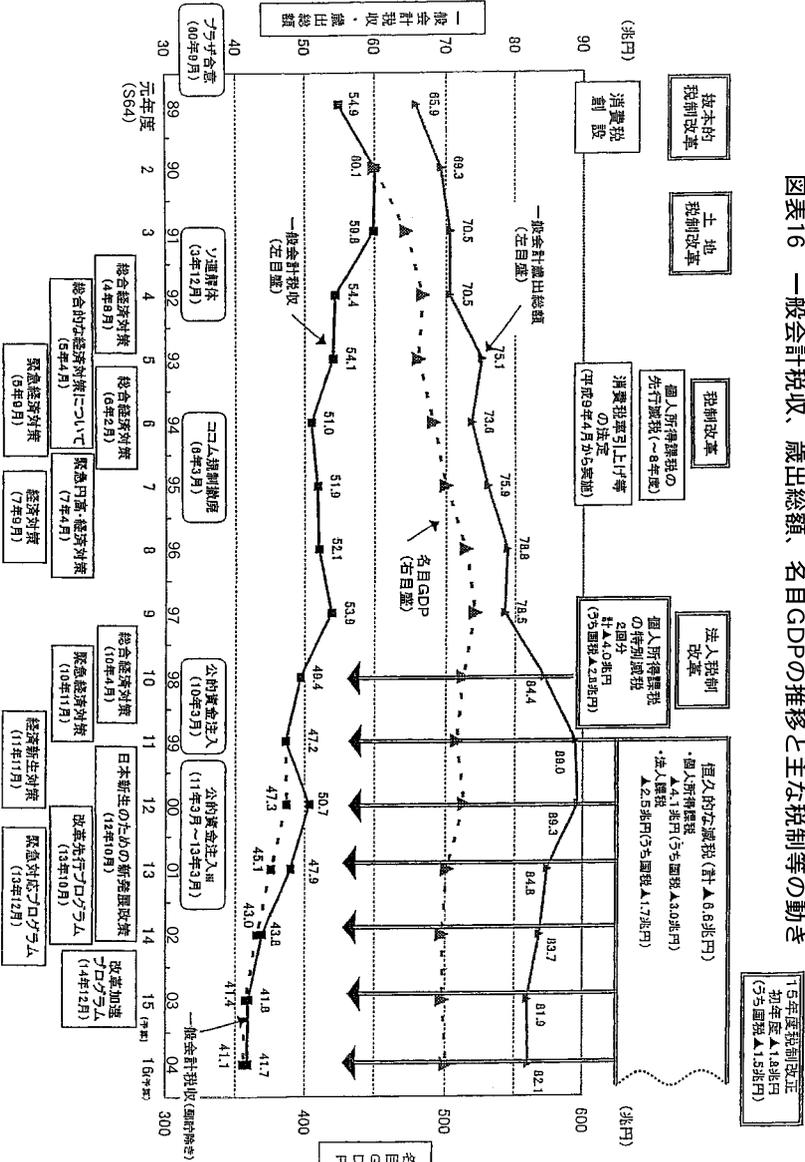
図表 14

(出典) The World Bank Atlas

図表15 円ドル為替レートの推移



図表16 一般会計税収、歳出総額、名目GDPの推移と主な税制等の動き



図表17 対世界主要輸出入品の推移

○輸出

(単位:億円、%)

順位	1985年度	1990年度	1995年度	2000年度	2002年度(P)
1	自動車 [407,312]	自動車 [418,780]	自動車 [420,684]	自動車 [520,452]	自動車 [527,502]
2	鉄鋼 82,115 (20.2)	半導体用装置 73,912 (17.7)	自動車 48,855 (11.8)	自動車 68,137 (13.2)	自動車 83,704 (15.8)
3	半導体用装置 29,601 (7.3)	半導体用装置 29,644 (7.1)	半導体用装置 40,546 (9.6)	半導体用装置 45,858 (8.8)	半導体用装置 38,239 (7.4)
4	半導体等電子部品 18,271 (4.5)	半導体等電子部品 19,421 (4.6)	半導体等電子部品 17,706 (4.2)	半導体等電子部品 28,743 (5.1)	半導体等電子部品 27,945 (5.1)
5	半導体用装置 16,171 (4.0)	半導体用装置 18,080 (4.3)	半導体用装置 17,515 (4.2)	半導体用装置 19,001 (3.7)	半導体用装置 19,040 (3.6)
6	自動車部品 13,285 (3.3)	自動車部品 16,982 (4.1)	自動車部品 16,748 (4.0)	自動車部品 16,710 (3.2)	自動車部品 14,127 (2.6)
7	船舶 12,881 (3.2)	船舶 15,724 (3.8)	船舶 14,310 (3.4)	船舶 16,011 (3.1)	船舶 17,382 (3.3)
8	船舶 10,518 (2.6)	船舶 11,197 (2.7)	船舶 10,527 (2.5)	船舶 14,223 (2.7)	船舶 16,485 (3.1)
9	半導体等電子部品 10,439 (2.6)	半導体等電子部品 9,536 (2.3)	半導体等電子部品 10,941 (2.4)	半導体等電子部品 12,098 (2.3)	半導体等電子部品 13,936 (2.6)
10	半導体用装置 8,780 (2.2)	半導体用装置 8,825 (2.1)	半導体用装置 9,480 (2.3)	半導体用装置 10,578 (2.0)	半導体用装置 11,909 (2.3)

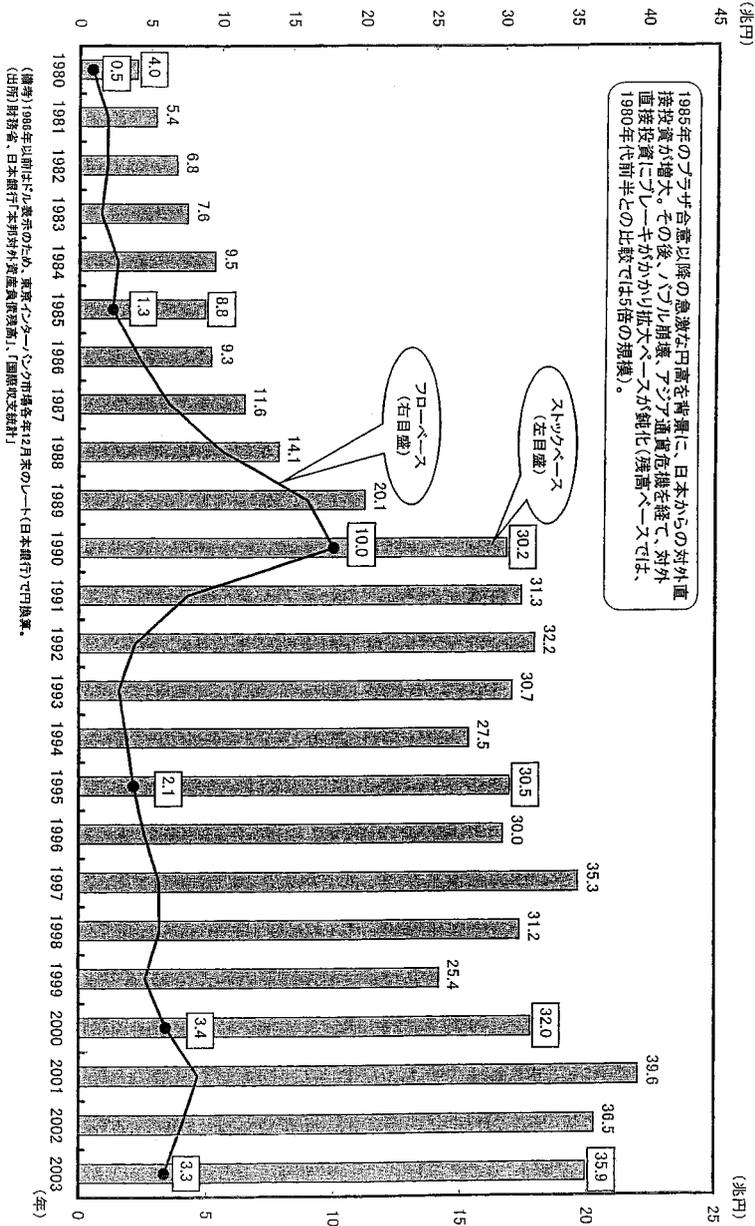
(注) 1) 半導体用装置は総額に対する構成比。品目区分は通関税票による。
2) 2002年度は推定値。

○輸入

(単位:億円、%)

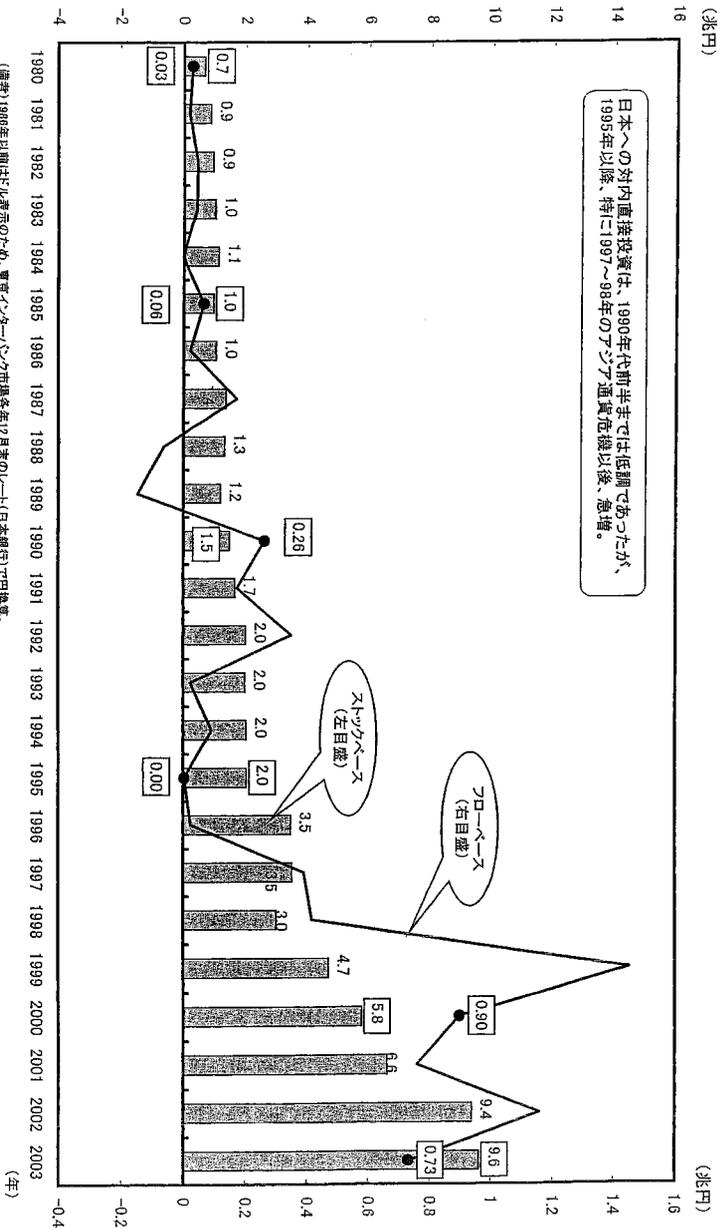
順位	1985年度	1990年度	1995年度	2000年度	2002年度(P)
1	原油及び軽油 [280,977]	原油及び軽油 [341,711]	原油及び軽油 [329,330]	原油及び軽油 [424,484]	原油及び軽油 [430,507]
2	液化天然ガス 74,457 (26.5)	液化天然ガス 48,732 (14.2)	液化天然ガス 28,017 (8.5)	液化天然ガス 49,308 (11.6)	液化天然ガス 51,468 (12.0)
3	石油製品 16,183 (5.8)	石油製品 15,478 (4.5)	石油製品 18,514 (5.6)	石油製品 30,382 (7.2)	石油製品 26,051 (6.1)
4	石炭 13,787 (4.7)	石炭 13,548 (4.0)	石炭 16,778 (5.1)	石炭 22,988 (5.4)	石炭 21,817 (5.1)
5	鉄鋼 11,138 (3.8)	鉄鋼・同付製品 10,385 (3.0)	鉄鋼 13,289 (4.0)	鉄鋼・同付製品 16,243 (3.8)	鉄鋼 16,389 (3.8)
6	木材 8,258 (2.8)	木材 10,298 (3.0)	木材 10,195 (3.1)	木材 14,977 (3.5)	木材 15,454 (3.6)
7	鉄鉱石 8,800 (2.3)	鉄鉱石 9,089 (2.7)	鉄鉱石 9,200 (2.8)	鉄鉱石 10,191 (2.4)	鉄鉱石 10,912 (2.5)
8	液化石油ガス 6,835 (2.3)	液化石油ガス 8,228 (2.6)	液化石油ガス 9,030 (2.7)	液化石油ガス 9,988 (2.4)	液化石油ガス 10,320 (2.5)
9	半導体等電子部品 5,623 (1.8)	半導体用装置 7,484 (2.2)	半導体等電子部品 7,530 (2.3)	半導体用装置 9,517 (2.2)	半導体等電子部品 9,477 (2.2)
10	半導体用装置 5,030 (1.7)	半導体用装置 7,280 (2.1)	半導体用装置 6,821 (2.1)	半導体用装置 9,348 (2.2)	半導体用装置 9,444 (2.2)

図表18 対外直接投資の推移 (日本)



(備考) 1980年以前は、公表のため、東京マニラ・ペナシ市場各年12月末のレート(日本銀行)で円換算。
 (出所) 財務省、日本銀行「本邦対外資産負債概算」、「国際収支統計」

図表19 対内直接投資の推移 (日本)

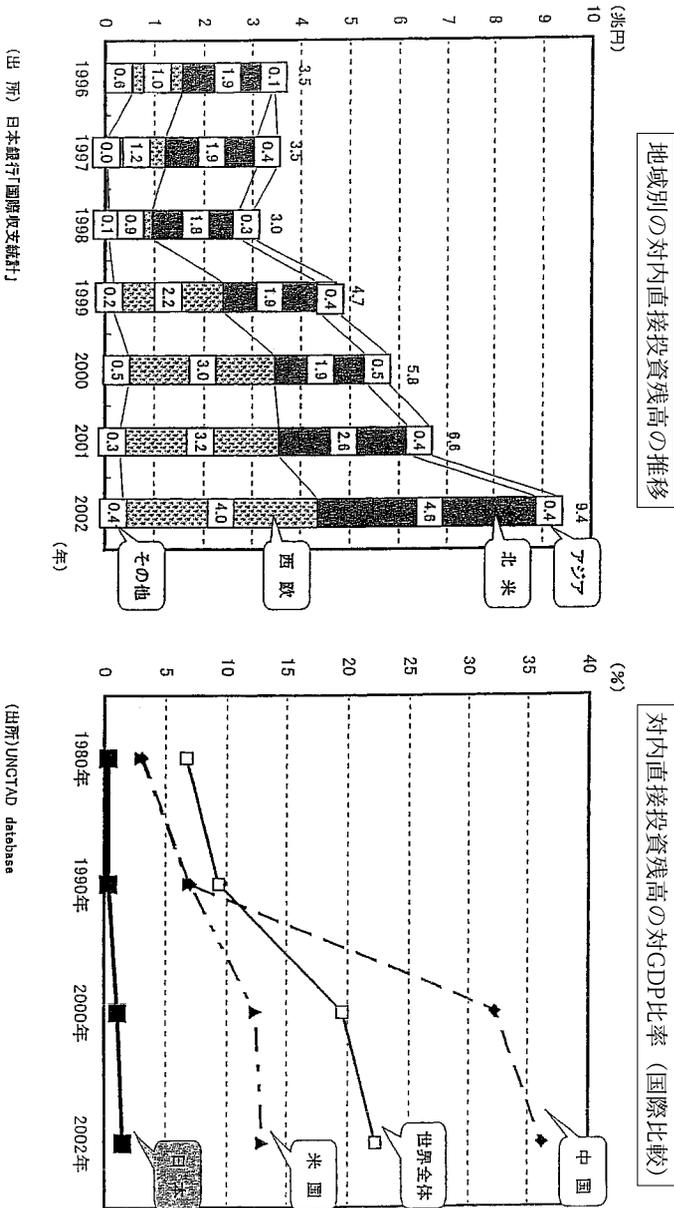


1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 (年)

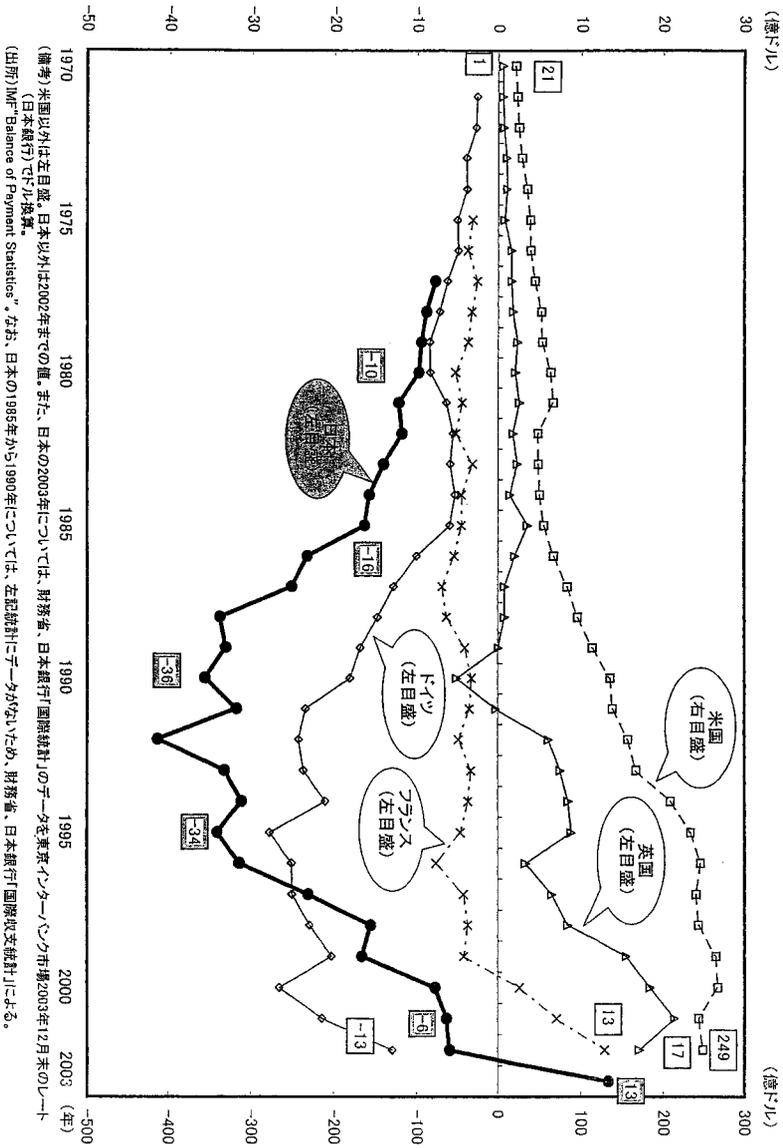
(備考) 1986年以前は、明示のため、東京・名古屋市場各年12月末のレート(日本銀行)で円換算。
 (出所) 財務省「日本銀行」本邦対外資産負債残高、「国際収支統計」

税制から見た21世紀の日本の戦略

図表20

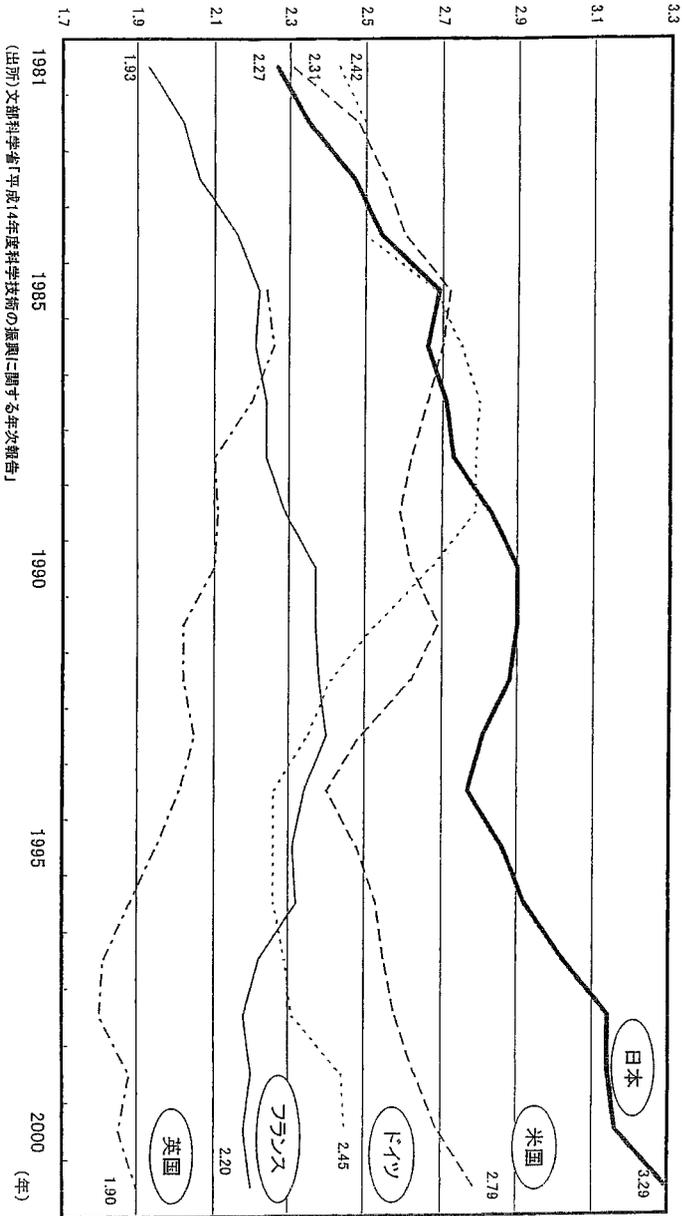


図表21 特許等使用料収支の国際比較



税制から見た21世紀の日本の戦略

図表22 主要国の研究費等の推移 (対GDP比)



図表23 研究費総額及び特許権数の国際比較

	日本	米	独 (2000年度)	仏	英
研究費総額(2001年度) (研究費の対GDP比)	16.5兆円 (3.29%)	34.2兆円 (2.79%)	4.9兆円 (2.45%)	3.5兆円 (2.20%)	3.3兆円 (1.90%)
居住者への特許件数 (2001年)	109,375	87,606	19,242	11,010	3,975

* 研究費総額：平成15年版科学技術白書(文部科学省)による。
 * 居住者への特許件数：Industrial Property Statistics(WIPO)による。

図表24

我が国の新しい租税条約の基本方針

1. 投資所得の取扱い

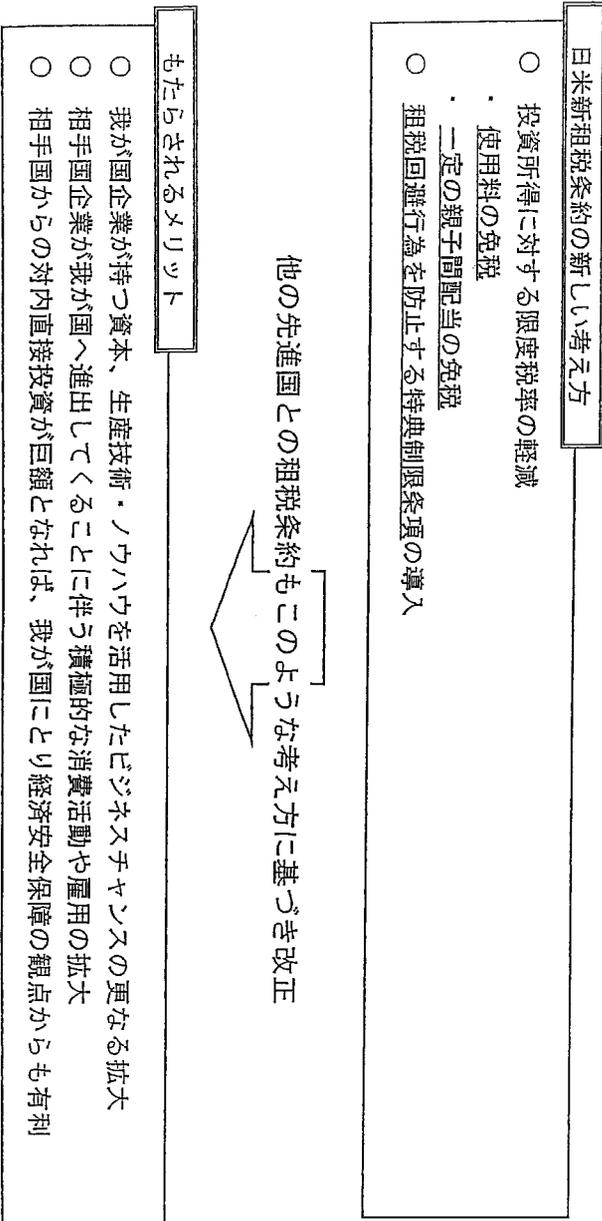
- ・ 使用料の免税
- ・ 一定の親子間配当の免税
 日米新租税条約(04.3発効)では持株割合50%超につき免税。
 米蘭(04.3署名するも未発効)、米墨(03.7発効)、米濠(03.5
 発効)、米英(03.3発効)租税条約では持株割合80%以上につき
 免税。

2. 租税回避行為を防止する特典条項の導入

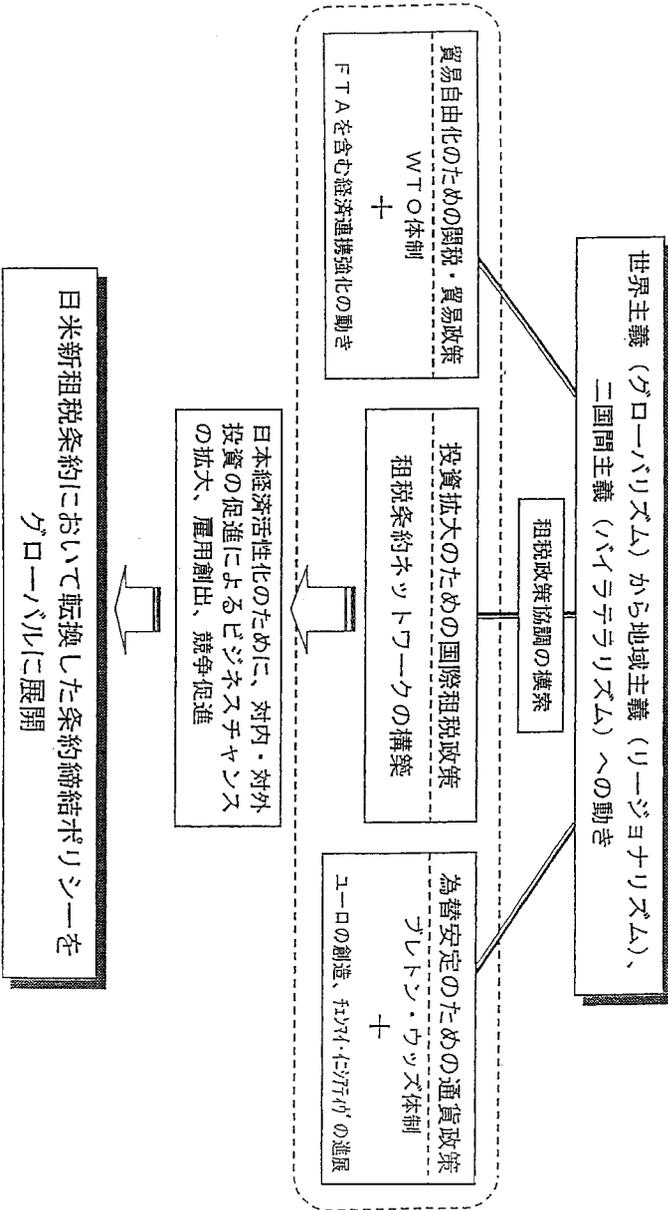
(参考) 日・米・OECDの租税条約の基本的考え方

		OECD (モデル条約)	アメリカ (モデル条約)	日 本	
				従来	日米新条約
配当	親子間 配当	5% (持株割合25%以上)	5% (持株割合10%以上)	10% (持株割合25%以上)	免税 (持株割合50%超) 5% (持株割合10%以上50%以下)
	ポートフ ォリオ 配当	15%	15%	15%	10% (持株割合10%未満)
利 子		10%	免税	10%	10% (但し、金融機関等が受け取 る利子は免税)
使用料		免税	免税	10%	免税

図表25 先進国との租税条約の改正



図表26 租税条約の今後のあり方について



図表27 主要国の産業財産権制度の概要

未定稿

	日本	米国	英国	中国	韓国	シンガポール
パリ条約 (基本的枠組み) ○ (1899)	○ (1887)	○ (1864)	○ (1985)	○ (1980)	○ (1995)	
WTO協定 (基本的枠組み) ○ (1995)	○ (1995)	○ (1995)	○ (2001)	○ (1995)	○ (1995)	
特許協力条約 (特許権関係) ○ (1978)	○ (1978)	○ (1978)	○ (1994)	○ (1984)	○ (1995)	
欧州特許条約 (特許権関係) ○ (1977)	○ (1995)	○ (1995)	○ (1995)	○ (2003)	○ (2000)	
「パリス」協定定章 (商標権関係) ○ (2000)	○ (2003)	○ (1995)	○ (1995)	○ (2003)	○ (2000)	
国際条約 ○は加盟×は未加盟 ○は加盟×は未加盟						
特許権	審査主義					
保護期間	出願日から20年(日本と米国は医薬品等の特許について最高5年間延長可能)					
審査の要否	無審査主義			無審査主義		
採用新案権	出願日から6年			出願日から10年		
意匠権	審査主義					
保護期間	登録日から15年	登録日から14年	出願日から5年(各5年+1回延長可能)	無審査主義	登録日から15年	無審査主義
商標権	審査の要否					
保護期間	登録日から10年。10年毎の更新可能(英国とシンガポールは起算日が出願日)					

(出所) 特許庁「特許行政年次報告書2004年版」等

税制から見た21世紀の日本の戦略

図表28

(有価証券報告書より抜粋) 一部上場企業

業 種	会 社 名	監査報酬 (億円)	業 種	会 社 名	監査報酬 (億円)
水 産	極洋	2500 万円	輸送用機器	三菱重工業	4400 万円
水 産	マルハ	3400 万円	輸送用機器	日立造船	3100 万円
鉱 業	三菱倉庫	2900 万円	輸送用機器	日産自動車	20200 万円
鉱 業	三井倉庫	2300 万円	輸送用機器	トヨタ自動車	33200 万円
建 設	奥村組	2400 万円	輸送用機器	本田技研工業	24900 万円
建 設	住友林業	2100 万円	精密機器	島津製作所	3200 万円
建 設	三井ホーム	5500 万円	精密機器	オリンパス	6000 万円
食 料 品	日本製粉	2200 万円	精密機器	リコー	7200 万円
食 料 品	雪印乳業	4200 万円	商 業	伊藤忠商事	8500 万円
食 料 品	味の素	6800 万円	商 業	三井物産	30100 万円
食 料 品	日本ハム	9200 万円	商 業	三菱商事	19000 万円
織 維	グンゼ	3000 万円	金融・保険	住友信託銀行	6000 万円
織 維	東レ	6900 万円	金融・保険	三井住友海上火災保険	6300 万円
パルプ・紙	王子製紙	4700 万円	金融・保険	損害保険ジャパン	4500 万円
化学工業	住友化学工業	4200 万円	金融・保険	横浜銀行	3900 万円
化学工業	花王	5900 万円	金融・保険	プロミス	3500 万円
化学工業	武田薬品工業	11400 万円	金融・保険	武富士	5000 万円
石油石炭製品	新日本石油	4700 万円	不 動 産	三井不動産	5300 万円
石油石炭製品	コスモ石油	4900 万円	不 動 産	三菱地所	4600 万円
ゴム製品製造業	横浜ゴム	4700 万円	不 動 産	住友不動産	4700 万円
ゴム製品製造業	東洋ゴム工業	4400 万円	陸 運	東武鉄道	3200 万円
ガラス・土石製品	太平洋セメント	6500 万円	陸 運	西武鉄道	2400 万円
ガラス・土石製品	東陶機器	3700 万円	陸 運	東京急行電鉄	4500 万円
鉄 鋼	住友金属工業	4700 万円	陸 運	ヤマト運輸	2900 万円
鉄 鋼	神戸製鋼所	5300 万円	海運空運	商船三井	3700 万円
非鉄金属	日本軽金属	4700 万円	海運空運	全日本空輸	5600 万円
非鉄金属	三菱マテリアル	5500 万円	倉 庫	三菱倉庫	2900 万円
機 械	豊田自動織機	3500 万円	倉 庫	三井倉庫	2300 万円
機 械	小松製作所	7000 万円	通 信	東京放送	3000 万円
電気機器	沖電気工業	5800 万円	通 信	KDDI	5500 万円
電気機器	松下電器産業	16900 万円	通 信	フジテレビジョン	3400 万円
電気機器	シャープ	9200 万円	サービス	セコム	5100 万円
電気機器	三洋電機	8800 万円	サービス	CSK	6000 万円

(注) はニューヨーク証券取引所上場企業